

令和元年旭市議会第3回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 令和元年9月10日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	3
閉会	4

決算審査特別委員会 令和元年9月17日（火）

付議事件	5
出席委員	5
欠席委員	5
委員外出席者	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	6
開会	7
議案の説明、質疑	8
議案の採決	7 4
散会	7 5

決算審査特別委員会 令和元年9月18日（水）

付議事件	7 7
出席委員	7 7
欠席委員	7 7
委員外出席者	7 7
説明のため出席した者	7 7
事務局職員出席者	7 8
開会	7 9
議案の説明、質疑	7 9
議案の採決	9 1
閉会	1 0 1

建設経済常任委員会 令和元年9月20日（金）

付議事件	1 0 5
出席委員	1 0 5
欠席委員	1 0 5
委員外出席者	1 0 5
説明のため出席した者	1 0 5
事務局職員出席者	1 0 5
開会	1 0 7
議案の説明、質疑	1 0 8
議案の採決	1 1 9
所管事項の報告	1 1 9
閉会	1 2 5

文教福祉常任委員会 令和元年9月24日（火）

付議事件	1 2 9
出席委員	1 2 9
欠席委員	1 2 9
委員外出席者	1 2 9
説明のため出席した者	1 2 9
事務局職員出席者	1 3 0
開会	1 3 1
議案の説明、質疑	1 3 2
議案の採決	1 4 0
所管事項の報告	1 4 1
閉会	1 4 3

総務常任委員会 令和元年 9 月 2 5 日（水）

付議事件	1 4 7
出席委員	1 4 7
欠席委員	1 4 7
委員外出席者	1 4 7
説明のため出席した者	1 4 7
事務局職員出席者	1 4 8
開会	1 4 9
議案の説明、質疑	1 5 0
議案の採決	1 5 8
所管事項の報告	1 5 9
閉会	1 6 2

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和元年9月10日（火曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（9名）

委員長 木内 欽市

委員 飯嶋 正利

委員 宮内 保

委員 遠藤 保明

委員 片桐 文夫

副委員長 伊藤 房代

委員 高木 寛

委員 米本 弥一郎

委員 平山 清海

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 向後 悦世

副議長 宮澤 芳雄

事務局職員出席者

事務局長 高安 一範

事務局次長 池田 勝紀

開会 午後 5時39分

○議会事務局長（高安一範） 本会議でお疲れのところ、ご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます高木寛委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、高木寛委員、よろしくお願いいたします。

（座長 高木 寛 座長席に着席）

○座長（高木 寛） それでは、皆さんお疲れさまです。ただいまご指名をいただきました高木寛でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、向後議長、宮澤副議長に出席をいただいておりますので、向後議長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、9名の皆様方に決算審査特別委員会委員を選任いたしました。これから正副委員長の互選がございますが、本委員会は平成30年度の決算という大変重要な審査があります。十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（高木 寛） ありがとうございます。

それじゃ、座ったままで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件についてです。

初めに、委員長の選出をお願いいたします。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

飯嶋委員、どうぞ。

○委員（飯嶋正利） 木内欽市委員にお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

○座長（高木 寛） おはかりいたします。木内委員が推薦されましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（高木 寛） それでは、ただいま木内委員を委員長ということで、よろしくお願いいたします。

（委員長 木内欽市 委員長席に着席）

○委員長（木内欽市） ただいま皆様方のご推挙により、飯嶋委員のご推薦をいただき、委員長を務めさせていただくことになりました木内欽市でございます。どうぞ協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、決算審査特別委員会副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 伊藤房代委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ただいま飯嶋委員より、伊藤房代委員をとのご意見がございました。伊藤房代委員を副委員長とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） よって、伊藤房代委員を副委員長とすることに決定いたしました。

それでは、副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） 皆様こんにちは。ただいま皆様からご推挙いただきました伊藤房代でございます。副委員長が本当に務まるかどうかあれなんですけれども、しっかりまた委員長について頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において議長より報告をお願いいたします。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（高安一範） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

決算審査の日程と各議案の審査方法についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました資料1をご覧くださいと思います。

決算審査の日程について、9月17、18、19の3日間を予定しております。

審査方法ですが、一般会計の審査方法については、初めに歳入全般についての審査を行い、歳出については一つの款ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。日程については、日にちで区切らず順次審査することとしております。

なお、特別会計と企業会計については、従前どおり会計ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。また、執行部の職員の出席ですが、款ごとに入れ替わると時間もかかりますので、従来の区分どおり、四つに区分して対応していただく予定でございます。

説明は以上でございます。

決算審査の日程及び各議案の審査方法について、ご協議をよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。それでは、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にご意見がないようですので、決算審査の日程及び審査方法については、ただいまの事務局の説明のとおりということで決定させていただきます。

なお、一般会計の歳出の審査については、1款から順次審査していくということですが、1款は議会費となりますので、2款の総務費から審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（高安一範） それでは、ご協議ありがとうございました。

では、今の協議内容につきまして、確認させていただきます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定をしていただきました。また、執行部の説明者の出席につきましても、従前と同じ区分ということで決定をいたしましたので、その旨を執行部へ事前に連絡したいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございます。

閉会 午後 5時46分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和元年9月17日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2 号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3 号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4 号 平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5 号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7 号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8 号 平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	伊 藤 房 代
委員	飯 嶋 正 利	委員	高 木 寛
委員	宮 内 保	委員	米 本 弥一郎
委員	遠 藤 保 明	委員	平 山 清 海
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	向 後 悦 世	副議長	宮 澤 芳 雄
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（75名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革推進課長	井 上 保 巳	総務課長	伊 藤 憲 治

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	木 内 正 樹	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都市整備課長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	庶 務 課 長	栗 田 茂
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫
体育振興課長	花 澤 義 広	監 査 委 員 長 事 務 局 長	伊 藤 義 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳	そ の 他 担 当 員	48名

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

台風の被害もまだままならないとき、皆様方には大変ご苦労さまでございます。また、委員の皆様にも大変ご苦労さまです。

本委員会は決算委員会でございます。もう既に予算が執行されているわけでございますが、予算が適切に執行されたか、効率よく執行されたか、大事な委員会でございます。これを来年度の予算の執行に執行部としては生かしていくわけでございますので、どうぞ皆様方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、向後議長と宮澤副議長にご出席をいただいております。代表して向後議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（向後悦世） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は、平成30年度の決算という重要な審査であるわけであります。付託いたしました決算議案は8議案ですが、内容也多岐にわたり、審査も大変であります。十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

旭市におきましても、台風15号の影響によります停電、けさの状況までちなみに申し上げますと、おおむねの停電の解消はできたということであります。ただ、個別に見ますと、まだ数戸ずつまとまって停電している状況はあるということでございます。

昨日から、また自衛隊の協力によりまして、高齢者の世帯、障害者の世帯、そういうところ

ろはブルーシートの屋根への設置、その協力をいただいて進めているところであります。

県内はまだ大変な状況が続いているところでありますけれども、市においては早急な対応をとれるよう全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は決算審査特別委員会の開催ということで、大変ご苦勞さまでございます。きょうから3日間の日程で、この決算審査特別委員会で審査をお願いいたします。その議案でございしますが、平成30年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の認定でございまして、8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいる所存でございます。

全議案認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ただいま副市長から、台風の被害のことについてもご報告がございました。決算審査の前ではございますが、議員の大多数もここにいらっしゃいますので、今の状況をまた把握していただきたいと思いますので、簡単に申し上げさせていただきます。

今回の台風は、ご存じのように、3.11の震災を大きく上回る被害が想定されます。市におかれましても、緊急にそういった対応をここでお願いをしたいと、副市長がおいでですので、代表して申し上げておきます。よろしくお願いをいたします。

ここで、副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 5分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月10日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成30年度旭市病院事業管理特別会計決算の認定について、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と明日18日水曜日、19日木曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計につきましては、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、お手元に配付した資料の区分ごとに担当課の入れ替えを行いますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、審査における質疑ですが、向後議長、宮澤副議長にもご出席をいただいておりますので、正副議長の発言を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

それではまず、お手元にお配りしております平成30年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。この資料になります。

○委員長（木内欽市） 長くなれば着席、どうぞ。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼させていただきます。

それでは、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の11ページをお願いいたします。この表は歳入歳出決算総括表です。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

まず、1 款市税ですが、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されております。市政を運営するに当たっての貴重な自主財源でありまして、歳入全体に占める決算額構成比は24.7%です。

続きまして、2 款地方譲与税は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額の100分の42と、同じく国税であります自動車重量税の収入額の1000分の407を国が市町村に譲与するもので、構成比は1.1%です。

3 款利子割交付金は、金融機関等から利子などの支払いを受ける際にかかる県民税利子割収入額の5分の3を県が市町村に交付するものです。

4 款配当割交付金は、株式会社等から配当などの支払いを受ける際にかかる県民税配当割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合にかかる県民税株式等譲渡所得割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

6 款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.0%です。

7 款自動車取得税交付金は、自動車取得税収入額の100分の95を市町村道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.4%です。

8 款地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う自治体の減収分を補填するために国が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

9 款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するため、計算された一定額を国が市町村に交付するものです。このうち普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額について国から交付されるものです。特別交付税は、災害関係経費など普通交付税の算定に反映することのできなかった特殊な事情を考慮して交付されるもので、この2つを合わせた構成比は28.9%です。

10 款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資として、交通安全施設の整備などに充てる経費を国が市町村に交付するものです。

11 款分担金及び負担金は、市が行う事業により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、民間保育所の保育料や給食費などが該当し、構成比は1.2%です。

12 款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、公立保育所の保育料や住民票の写しの交付手数料

などが該当し、構成比は2.2%です。

13款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、委託費、財政援助のための補助金などがあり、構成比は8.7%です。

14款県支出金は、県が市に対して支出するもので、県単独で交付するものと国庫支出金として合わせて交付するものがあり、構成比は8.7%です。

15款財産収入は、市が所有する財産の貸し付けや売り払いなどによって得る収入や、基金積立金の運用利子などが該当し、構成比は0.2%です。

16款寄附金は、市が受ける金銭の無償譲渡で、構成比は0.2%です。なお、ふるさと応援寄附金もここに含まれております。

17款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入で、構成比は1.4%です。

18款繰越金は、前年度の決算における剰余金で、構成比は2.9%です。

19款諸収入は、収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入で、延滞金や雑入などがあり、構成比は3.3%です。

20款市債は、学校や道路など公共施設の整備のための資金として国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は11.8%です。

12ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。

歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、平成30年度の下から4段目、一般財源の決算額というところがございます。そこをご覧いただきたいと思います。

市税など市が自由に使える財源であります一般財源については199億8,259万3,000円で、前年度と比較すると、一番右側になりますけれども、差し引き増減額の欄、マイナス6億8,837万6,000円、3.3%の減となりました。減の主な要因は、地方交付税、繰越金などの減によるものであります。

もう一つ下の段になりますけれども、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては107億4,930万5,000円で、前年度と比較しますと11億9,060万2,000円、12.5%の増となっております。増の主な要因は、新庁舎建設事業等に伴う市債の増などによるものです。

さらに、その下の段になりますけれども、自主財源と依存財源で見ますと、自主財源、これは市税をはじめとして、使用料・手数料、分担金・負担金、繰越金など、市が自らの権限で調達できる財源でありますけれども、繰越金の減などにより、前年度に比べマイナス7

億4,975万8,000円、6.3%の減となりました。

一番下の依存財源、これは、国・県支出金や地方債など国や県の意思決定により交付されるものですが、これは前年度に比べ12億5,198万4,000円、6.8%の増となっております。増の主な要因は、新庁舎建設事業等に伴う市債の増などによるものです。

続きまして、決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

340ページをお願いいたします。

平成30年度旭市一般会計実質収支について説明させていただきます。

歳入の総額は307億3,189万8,000円、歳出の総額290億1,588万7,000円で、歳入歳出の差し引き額は17億1,601万1,000円となりました。

翌年度へ繰り越すべき財源として、（１）の継続費に係る部分が2,996万円で、新庁舎建設事業に係るものです。

次の（２）の繰越明許費に係る分は5億9,907万4,000円で、小学校施設改修事業や中学校施設改修事業をはじめとする10事業に係るものです。

（３）の事故繰越しに係る分は1,711万6,000円で、道路新設改良事業や防災対策整備事業をはじめとする4事業に係るものです。

繰越財源の合計は6億4,615万円で、これを差し引いた平成30年度の実質収支は10億6,986万1,000円となりました。

次に、主な歳入として、地方交付税、基金繰入金、市債についてご説明いたしますので、この決算書のページを戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。下のようになります。

9款地方交付税であります。内訳としまして、右側の21ページになりますが、備考欄1の普通交付税は77億5,270万5,000円で、前年度比マイナス2億1,424万9,000円、2.7%の減となっております。減の主な要因は、合併算定替えの縮減が3年目となり、50%へ拡大したことや、地域経済・雇用対策費の減などによるものです。

備考欄2の特別交付税は11億2,536万8,000円で、前年度比9,607万3,000円、9.3%の増となっております。増の主な要因は、東日本大震災関連交付分や病院事業分の増などによるものです。

次に、40ページをお願いいたします。中段やや下になります。

17款2項の基金繰入金について、順番に説明させていただきます。

まず、1目庁舎整備基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが、1億2,970万円で、

新庁舎整備事業に充当しました。

続きまして、2目災害復興基金繰入金は4,900万7,000円で、津波被災住宅再建支援事業をはじめ、震災復興・津波避難道路整備事業、「がんばろう！旭」復興支援事業などに充当しました。

42ページをお願いいたします。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は7,398万7,000円で、主に震災復興・津波避難道路整備事業に充当しました。

4目地域振興基金繰入金は1億4,272万3,000円で、定住促進奨励金交付事業やコミュニティ育成事業、観光イベント事業などに充当しました。

続きまして、5目ふるさと応援基金繰入金は1,772万4,000円で、学校いきいきプラン事業や商業活性化推進事業などに充当しました。

次に、46ページをお願いいたします。

20款の市債については、収入済額が、右側のページになります。36億1,540万円となっております。この中で合併特例債の対象となったものを申し上げてまいります。

まず、1目総務債については、1節総務管理費の備考欄1、新庁舎建設事業債19億4,630万円が該当しております。

次に、2目民生債については、1節児童福祉債の備考欄1、保育所整備事業債600万円が該当しています。

次に、3目衛生債については、2節清掃債の備考欄1、広域ごみ処理施設整備事業債7,520万円が該当しております。

次に、5目土木債については、1節道路橋梁債の備考欄1、蛇園南地区流末排水整備事業債から始まりまして、6、道路維持補修事業債を除いた9、冠水対策排水整備事業債（繰越明許分）までの8事業、合計4億1,730万円が該当しております。

6目消防債については、1節消防債の備考欄1、消防施設整備事業債510万円が該当しております。

以上の12事業が合併特例債で、金額を合計いたしますと24億4,990万円となり、臨時財政対策債を除く市債借入額全体の84.0%を占めております。なお、これらの合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

次に、48ページをお願いいたします。

8目の臨時財政対策債につきましては、借り入れなかった額も含めて、元利償還金の

100%が交付税措置されるものであります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、平成30年度の決算について補足説明申し上げます。

○委員長（木内欽市） 着席でいいですよ。

○税務課長（石毛春夫） では着席して、先ほどお配りしました議案第1号、税務課の平成30年度決算の補足資料をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したもので、区分欄Aの平成30年度調定額の合計は82億4,726万7,766円で、対前年2億184万2,375円の減となりました。

Bの収入済額合計は75億8,954万3,372円で、対前年5,478万2,424円の減となりました。

Cの不納欠損額合計は1億2,804万5,569円で、対前年4,899万2,912円の減となりました。

1つ飛ばしまして収入未済額の合計ですが、これは滞納繰越額で5億3,069万6,281円となり、前年度より9,787万6,645円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、平成30年度の現年分が98.03%で0.05ポイントの減、滞納繰越分が18.96%で0.82ポイントの増となり、現年・滞納繰越の合計は92.01%で、前年度より1.54ポイントの増となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は主に税目について、一番右側の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税の個人分について、対前年684万9,607円の減となりました。

その下の法人分については、対前年199万7,072円の減となりました。

次に、固定資産税ですが、対前年4,223万3,036円の減となりました。

次に、下から2つ目になりますが、都市計画税は567万375円の減となりました。固定資産税、都市計画税の減の主な理由は、評価替えによるものです。

以上、市税合計では対前年5,478万2,424円の減となりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものとなります。

次に、4 ページをお願いいたします。

このページの表は、差し押さえ処分を前年度と比較したものです。国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表は、預貯金や給与等の差し押さえ件数を種目ごとにまとめたもので、平成30年度の合計は480件で、差し押さえによる充当額は9,537万8,533円となりました。

一番下の表は、預貯金や給与等の財産調査件数で、平成30年度は3,067件の財産調査を行いました。

次に、5 ページをお願いいたします。

上段の表は、国民健康保険税を除いた過去5年間の市税全体の収納率になります。平成30年度の市税合計の収納率は92.01%で、平成26年度と比較しますと5.96ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びております。

下段の表は、過去5年間の収入未済額、滞納額の推移でございます。平成30年度の現年分、滞納繰越分の合計は5億3,069万6,281円で、平成26年度と比較しますと5億3,283万2,923円滞納額を縮減することができました。

次に、6 ページをお願いいたします。

この表は、過去5年間の夜間及び休日納付窓口の状況で、国民健康保険税を含んだ数値になります。上の表は夜間・休日窓口の合計で、平成30年度は2,558万7,152円の納付がありました。

以上のとおり、平成30年度の市税の収納状況をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率向上に努めてまいります。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、歳入につきまして3点ほどお伺いをいたします。

決算書の18、19ページになります。株式等譲渡所得割交付金についてですが、これは予算額に対しまして調定額、収入済額が大きく減少しています。この要因をお伺いいたします。

続いて、決算書の40ページ、41ページになります。繰入金についてお伺いいたします。こ

の繰入金につきましても、予算現額に對しまして調定額、収入済額が大きく減少しています。この要因をお伺いいたします。

続いて、3点目は46ページ、47ページ、市債についてお伺いをいたします。この市債につきましても、予算現額に對しまして調定額、収入済額が63%ということでございますが、この要因についてお伺いいたします。

○委員長（木内欽市） 米本委員の質疑に對し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、米本委員の質問3点ございました。

まず、株式等譲渡所得割交付金について、予算額に對して少ない理由ということですが、株式等譲渡所得割交付金は、株式の譲渡にかかる課税に對して、県・市に5%交付されるもので、市にはそのうちの3%分ということでございまして、これに對しましては経済情勢が大きくかかわっております。前年度の株式等譲渡所得が大きい金額か少ない金額かということで、大きくかかわってきます。これに對する予算ですが、これは県を通じて毎年12月末までに、これくらいだろうという予測がございまして、その予測に基づいて予算を調定するということですので、そういった形になります。

それと、調定額と収入済額同じですが、収入調定ということでそういった形になっております。

2番目の繰入金ですが、繰入金が予算に對して額が少ない理由ということですが、この主なものは、東日本大震災復興交付金基金繰入金が予算に對しまして2億4,800万円となっている、これの主な原因でございまして、これは津波避難道路の予算を当初全額で予算編成しているためでございまして。

市債につきましては、これも予算額に對して少ない理由ということですが、合併特例債が対予算で約10億円、臨時財政対策債が予算で2億円発行しなかったということと、あと学校教育施設整備事業、これは空調整備に係る起債ですが、この繰り越しが合わせて4億4,000万円あったということでございまして。

以上です。

○委員長（木内欽市） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

株式等譲渡所得割交付金については、県から交付されるということで理解いたしました。

続いて、繰入金についてお伺いします。繰入金は市で金額を決定することができると思

ますが、その調定額、収入済額を決める時期ですとか手順についてお伺いいたします。

同様に、市債につきましても調定額、収入済額を、収入済額を決めるという言い方が適切かどうかわかりませんが、金額を決める時期、手順についてお伺いいたします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 繰入金と市債の額を決める時期ということですが、これは事業の執行額が決定したときと、確定した年度末に決定するというところでございます。

○委員長（木内欽市） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、繰入金と市債との関係といたしますか、バランスといたしますか、そういった点についてお伺いをいたします。先ほどの説明でも、臨時財政対策債は全額借りていないということで、例えば臨時財政対策債を全て借りて、その分、繰入金を減らすというような財政上の操作も可能かと思うんですが、繰入金と市債のバランス、将来的なことも考えてということだろうと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 繰入金と市債のバランスということですが、繰入金については、ある程度目的が定まったものがございます。そういったものは優先になろうかと思えます。市債につきましては、有利な財源ということで、そういったものに対して市債を充当していくということですが、

それで、臨時財政対策債につきましては、借り入れ可能額がありますけれども、ここ数年抑えております。それにつきましては、剰余金も今年も10億円ほど出ているということもございまして、そこら辺の財政状況を勘案しながら、発行の抑制に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。着席で。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。では、失礼ですが、着座で説明させていただきます。

ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでございましたが、私からは、まず人件費、これは全ての款にまたがりますので、人件費の決算全体について説明いたします。

お手元にお配りしてあります平成30年度一般会計人件費決算についてをご覧ください。右上に議案第1号、総務課と表示してあるA4サイズ、2ページの資料でございます。よろしゅうございましょうか。

この資料は、一般会計決算の各款に計上しております2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれを集計したもので、30年度決算と29年度決算を比較しております。

それでは、初めに給料ですが、30年度は23億4,941万7,665円、29年度と比較して909万3,055円の減となりました。

次に、職員手当等は、30年度が12億6,421万5,100円、29年度と比較して430万9,880円の増となりました。各手当の詳細につきましては後ほど説明いたします。

次に、表の下から3行目の共済費です。30年度は7億2,463万9,022円、29年度と比較して525万2,598円の増となりました。

合計では、30年度が43億3,827万1,787円、29年度と比較して46万9,423円の増となりました。この要因ですが、職員数につきましては、前年度と比較してフルタイムの職員が4名の減、再任用短時間勤務職員が1名の減となったことで、給料は減となりましたが、その一方で、人事院勧告等に基づく勤勉手当の支給率の増や共済費の増によりまして、合計としてはほぼ横ばいとなっております。

続いて、職員手当等の各手当の内容について説明いたします。資料はございません。

初めに扶養手当ですが、支給人数は297名、1人1か月当たり約1万9,500円となっております。増額の主な要因は、人事院勧告に基づく支給額の最終的な改定により、子どもの手当額が平成29年度の8,000円から2,000円増えまして、1万円となったことによるものです。

次に住居手当です。支給人数は82名、1人1か月当たり約2万6,600円となっております。増額の要因は支給人数の増加によるものです。

次に通勤手当です。支給人数は544名、1人1か月当たり約6,200円となっております。増額の要因は、人事異動や住所異動に伴う通勤距離の変更によるものです。

次に時間外勤務手当です。支給人数は340名、1人1か月当たり約2万1,500円となってい

ます。減額の主な要因は、総務関係や教育関係の職員の時間外勤務が減少したことによるものです。

次に管理職手当です。支給人数は148名、1人1か月当たり約3万2,100円となっています。減額の要因は、管理職の人数が減少したことによるものです。

次に期末手当です。支給人数は659名です。支給時期は6月と12月の年2回です。1人1回当たりの平均は約41万7,100円となっています。約189万円の減となった要因は、職員数の減によるものです。

次に勤勉手当です。支給人数は648名です。人数が期末手当と異なりますのは、特別職分のほか産休ですとか育休の関係でございます。1人1回当たりの平均は約28万4,200円となっています。合計で約643万円増となった主な要因は、人事院勧告等により、勤勉手当の支給月数が1.8月分から1.85月分へ0.05月分増となったことによるものです。

次に児童手当です。支給人数は169名で、1人1か月当たり約1万8,400円となっています。決算額は前年度と比較してほぼ横ばいとなっています。

次に宿日直手当です。これは、日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給される手当で、1人1回4,400円を支給しています。決算額が約5万円の増となっていますのは、人事院勧告等に基づく改定により、1回当たりの支給額が4,200円から4,400円に増額されたことによるものです。

次に休日勤務手当です。支給人数は88名で、1人1か月当たり約1万5,900円となっています。対象者のほとんどが消防職員で、減額の要因は、代休での対応が前年度より増えたことによるものです。

次に特殊勤務手当です。支給人数は85名で、1人1か月当たり約2,700円となっています。これもほとんどが消防職員対象で、前年度と比較してほぼ横ばいとなっています。

最後に夜間勤務手当です。支給人数は97名で、1人1か月当たり約6,700円となっています。こちらもほとんどが消防職員への支給で、前年度と比較して約16万円の増となっています。

なお、2枚目の資料は全ての会計分の人件費の決算でありまして、参考として添付しております。

以上、人件費の決算についての説明を終わりました。続いて総務課所管の主要事業について説明いたします。

恐れ入りますが、決算に関する説明資料、先ほど財政課長がひもといっていた資料でござい

ますが、決算に関する説明資料の27ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業です。決算書では91ページになります。

事業の概要については、平成30年3月に完了した基本設計に基づき、工事施工を考慮した上で、詳細な設計を進めるとともに、市民会議や議会への報告を行い、実施設計業務を取りまとめたものでございます。

また、本年10月に実施される消費税率の引き上げに伴う経過措置を受けるために、建設工事の入札を年度内に行い、建築・外構、電気設備、機械設備について、それぞれ契約を締結いたしました。

決算額につきましては20億5,944万5,000円です。財源内訳については、地方債、これは合併特例債ですが19億4,630万円、その他の1億1,263万円は庁舎整備基金繰入金で、一般財源は51万5,000円です。

事業内容については、委託料が設計業務のうちの実施設計分として1億655万4,184円、工事請負費は前払いとして契約額の4割分に当たる19億5,238万円、その他事務費等として市民会議の報償費や旅費等で51万976円となっています。

以上で総務課所管の事業の説明を終わります。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、企画政策課から決算に関する、同じ資料、説明資料によりご説明させていただきます。

○委員長（木内欽市） どうぞ座って。

○企画政策課長（小倉直志） ありがとうございます。

それでは、同資料の23ページをご覧ください。

「がんばろう！旭」復興支援事業です。決算書では79ページになります。決算額は877万円で、財源は全額災害復興基金を充てております。

事業内容についてですが、各種団体が行う復興事業に対しての補助金でありまして、ここにあります7事業に対して補助したものです。

なお、事業効果につきましては、表の一番下に記載のとおりです。

続きまして、次のページ、24ページをお開きください。

ふるさと応援寄附推進事業です。決算書は79ページ及び81ページとなります。決算額は2,277万9,000円、財源は全額一般財源となります。

事業内容の主なものは委託料となっております。委託料の内訳は、専用ホームページの作成から寄附の受け付けと収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は、個人と団体を合わせて4,847万5,348円で、このうち市外の個人寄附1,748件に対し返礼品を送付しました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積み立てております。

事業効果といたしまして、新たな財源を確保するとともに、市の特産品などの返礼品を送ることにより、市の知名度の向上を図ることができたと考えております。

また、25ページをお願いいたします。

定住促進奨励金交付事業です。決算書は89ページになります。決算額は2,610万円で、財源は地域振興基金を充てております。

事業内容ですけれども、新たに旭市へ転入し、新築住宅の建設、購入または中古住宅を購入した者に対し、取得費用の一部として奨励金を交付するものです。奨励金交付件数は42件、内訳を申しますと、新築住宅が34件、中古住宅が8件となっています。この事業に伴う転入者は42世帯、実人数で110人となっております。

続きまして、1ページめくっていただきまして26ページになります。

コミュニティバス等運行事業です。決算書では89ページになります。決算額は7,426万1,000円です。

特定財源にありますその他ですが、車体広告料の5事業者分と、老朽化したバスの買い替えのため地域振興基金を充当したものです。内訳につきましては、事業概要の下のその他特定財源内訳に記載のとおりであります。

運行実績につきましては、市内4地区を5台のバスで運行しており、ルートごとの利用者数は記載のとおりですが、合計では延べ8万638人の方にご利用をいただいたところであります。

2つ目の表ですけれども、事業内容の上から4番目、委託料の480万6,000円につきましては、地域公共交通再編実施計画策定支援の委託料で、平成29年度に策定した旭市地域公共交通網形成計画に基づきまして、具体的な再編に取り組むため、コミュニティバスのルート・ダイヤの見直しと運賃改定、また、デマンド交通の導入について取りまとめたものでございます。負担金補助及び交付金の旭市コミュニティバス運行事業費補助金4,992万9,776円については、運行経費から国庫補助金と料金収入を差し引いた金額を運行事業者である千葉交通株式会社へ助成するものでございます。

企画政策課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

市民生活課長。着席で。

○市民生活課長（遠藤泰子） 恐れ入ります。着座にて失礼します。

市民生活課からは、同じ資料、決算に関する説明資料の28ページをご覧ください。決算書では101ページとなります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、備考欄3になります。市民生活課で所管しております事業のうち、住民基本台帳事務費について申し上げます。

本事業は、各種行政サービスの基礎となる住民基本台帳を管理するとともに、住民票の交付や個人番号カードの交付など窓口事務を行うほか、新たにコンビニ交付システムを導入し、本年2月からコンビニ交付サービスを開始しました。決算額は4,133万4,000円となりました。

今回の決算では、従来業務に加え、コンビニ交付システムの導入に係る経費により、事業費が大きくなっております。その内容としましては、中段の表の後半部分にありますように、コンビニ交付に係る手数料、それから委託料、使用料と地方公共団体情報システム機構負担金で、合わせて3,228万4,000円となりました。

次に、財源ですが、国・県支出金の主なものは個人番号カード交付事業費補助金で、財源のその他は、窓口でいただく自動車臨時運行許可手数料や個人番号通知カードの再交付手数料です。

事業効果につきましては、住民に関する記録を適正に管理することで各種行政サービスの基礎を守り、今回、コンビニ交付システムを導入したことで、全国どこでも夜間や休日に証明書の取得が可能となり、住民サービスの向上を図ることができました。

以上で市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時13分

○委員長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(仲條義治) 議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、社会福祉課に関する主な事項につきまして説明を申し上げます。

○委員長(木内欽市) どうぞ、着席で結構です。

○社会福祉課長(仲條義治) お手元の決算に関する説明資料の29ページをご覧くださいと思います。

自立支援給付事業になります。決算書は、121ページの備考欄10で、123ページまでとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、障害の種類や程度等を勘案し、サービス等利用計画案を踏まえ、介護給付及び訓練等給付、自立支援医療給付等を行っております。各給付費と利用人数につきましては、事業内容に記載のとおりでございます。

事業費の総額は、合計欄にありますとおり12億1,200万4,661円で、前年度と比較いたしますと約3.36%の増、事業費で3,942万7,267円増額しております。増額となった主な要因いたしまして、介護給付の生活・療養介護給付費が1,914万円余り、訓練給付の就労継続支援給付費が1,063万円余り増額したことによるものです。

以上で、社会福祉課に関連する主な事項の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 座ったままですみません。

それでは、一般会計決算のうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

同じく決算に関する説明資料により説明させていただきます。30ページをお願いいたします。

地域密着型サービス拠点等整備事業でございます。決算書では131ページになります。

この事業につきましては、自宅等で暮らすことが困難な高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるようにするため、小規模特別養護老人ホームの施設整備を行う民間事業者に対しまして補助金を交付したものであります。

事業主体は、社会福祉法人旭福社会で、定員29名、木造2階建て、延べ床面積1,717平方メートル、補助額は、平成29年度繰越明許分も含め1億5,370万円です。内訳につきましては説明資料のとおりでございます。

次に、恐れ入りますが、決算書の33ページをお願いいたします。

なお、この補助金は、決算書33ページ、中段になりますが、歳入、14款2項2目2節老人福祉費県補助金、備考欄3及び4の介護施設等整備事業交付金として受け入れた、合わせて1億5,370万円を同額補助したものでございます。

以上で、議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 座ったままで失礼させていただきます。

それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主要事業、7事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の31ページをお願いします。決算書では133ページから135ページになります。

子ども医療費助成事業は、平成30年度から高校3年生まで対象拡大を行い、医療費を負担する保護者に対して、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。

歳出ですが、扶助費として延べ8万7,764件の医療費に対して2億438万5,312円を助成いたしました。内訳につきましては、説明資料の事業内容、子ども医療扶助費のとおりでございます。

財源内訳ですが、県費補助金、補助率2分の1が6,927万9,000円です。小学校4年生以上の通院及び通院に伴う調剤の費用については補助対象外となっております。

その他財源として、子ども医療費で支払いました国保会計負担分の高額療養費収入等211万7,387円の諸収入がございます。

次に、説明資料32ページをお願いいたします。決算書はそのままの135ページになります。

出産祝金支給事業は、平成28年度から第2子の出産にも対象枠を拡大し、1年以上住民登録があり、1子以上を養育し第2子以降を出産して、養育する父母に対して祝い金として215名に2,930万円を支給いたしました。また、旧制度の経過措置である小学校入学祝い金として、71名に355万円を支給いたしました。なお、本小学校入学祝い金につきましては平成30年度で事業終了となります。財源につきましては、両祝い金とも一般財源のみでございます。

続きまして、説明資料33ページをお願いいたします。決算書ではそのままの135ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、2歳未満の乳幼児を養育する保護者に対して、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付する市単独事業でございます。平成30年度から1,000円券と500円券を組み合わせで交付しております。乳幼児延べ857人へ3万9,804枚の購入券を交付し、うち3万4,802枚の実利用がございました。財源につきましては一般財源のみでございます。

続きまして、説明資料35ページをお願いいたします。決算書では139ページから141ページになります。

民間教育・保育施設改築等事業は、教育・保育環境の向上のために、民間保育所等が園舎の新設、建て替え、増改築等の施設整備を行う場合に、国及び県の基準の範囲内で事業費の一部を助成するものでございます。平成30年度は、学校法人宮の杜学園認定こども園いいおか幼稚園の園舎の増改築事業に対して、1億3,940万5,000円を助成いたしました。施設の整備概要及び事業内容は、説明資料の事業概要のとおりでございます。財源は、2件の県費補助金、教育部分及び保育部分でございます。合わせて9,293万7,000円となっております。

続きまして、説明資料36ページをお願いいたします。決算書では143ページになります。

海上保育所改築事業は、園舎の耐用年数を超過しており、耐震基準を満たしておらず、耐震補強工事も困難なことから、平成30年度から2か年事業で改築整備を行い、保育環境の充実を図ります。平成30年度は実施設計業務及び地盤調査業務を実施いたしました。事業費

として、それらの業務委託料640万4,400円を支出いたしました。財源につきましては、合併特例債が600万円で、残額は一般財源でございます。

続きまして、説明資料37ページをお願いいたします。決算書では147ページになります。

公立保育所運営費のうち、8節の報償費、報償金は、保育士の確保と定着を図るために、臨時保育士の処遇を改善するため、賃金のほかに勤続年数に応じた報償金を年2回支給いたしました。事業内容は説明資料の事業概要のとおり、前期分が30名に対して228万4,000円で、後期分が44名に対して290万8,000円で、合わせて519万2,000円でございます。

続きまして、説明資料38ページをお願いいたします。決算書では149ページになります。

保育士処遇改善事業は、民間及び公設民営保育所、認定こども園に勤務する常勤保育士等の賃金改善に対して補助金を交付するものでございます。事業内容につきましては、旭市保育士処遇改善事業補助金交付要綱に基づき、保育士1人当たり月額2万円を限度に民間保育施設等へ助成するもので、対象施設及び補助金額は、説明資料の事業内容のとおりでございます。財源は千葉県保育士処遇改善事業費補助金で、公設民営保育所を除く8施設の事業費に対しての補助金1,445万円でございます。

以上で、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課より所管の事業について、決算に関する説明資料を中心に補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の34ページをお願いします。決算書は139ページ上段でございます。

3款3項1目の児童福祉総務費、備考欄13番の放課後児童クラブ運営事業です。

本事業は、小学校低学年を中心に、下校後、家庭において保護者または保護者に代わる者がいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでございます。

本事業の決算額は9,837万8,000円で、特定財源の国庫支出金は、子ども・子育て支援交付金3,673万4,000円、その他は、放課後児童クラブ受託料4,260万7,000円です。

事業内容については、全小学校15校22児童クラブに支援員等77名を配置し、クラブの運営を行ったものです。

事業費は表に記載のとおりで、主なものは賃金8,600万7,432円です。

事業効果としましては、児童の健全育成及び事故防止を図ることにより、共働きなどの子育て世帯への支援をすることができました。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 125ページ、長寿祝い金支給事業、報償費763万1,060円、この内訳を少し教えていただきたいなと思います。

それと、次のページです。127ページ、敬老大会開催事業、この報償費というのは何でしょうか。教えていただきたいなと思います。

あと、敬老大会ですね。どのくらい各会場で出席率があるのか。昨日も敬老大会があったと思うんですが、それも含めてお話いただければありがたいなというふうに思っています。お願いします。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、決算書の125ページ、長寿祝い金支給事業の内容でございますけれども、平成30年度ですけれども、80歳以上の方1,018人です。内訳でございますけれども、80歳の方が562名、お一人5,000円、88歳になった方が377人、お一人様1万円、99歳の時点で35人の方で1万円、100歳長寿を迎えた方が12名、お一人様3万円、101歳以上の方が32名、お一人様1万円で、合計1,018人の方に出しておりました。そのほかに賞状の額などを購入しましたので、総額で報償費は763万1,060円となっております。

続きまして、敬老大会の報償費でございますけれども、文化協会への謝礼で28万円と、出演者などの謝礼、桂竹千代様など10万円でございます。

続きまして、昨日の状況でよろしいですか。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（仲條義治） 分かりました。

会場のほうは東総文化会館で、旭地域と干潟地域がやっております。海上公民館のほうは海上地域、いいおかユートピアセンターのほうは飯岡地域で、3か所で昨年も今年も開催しています。

速報値でありますので、各会場に来た、東総文化会館のほうは特に旭地域と干潟地域になるんですけれども、速報値ですので合計の数字で申し訳ないんですけれども、東総文化会館

は本年の令和元年度が554名、16日、きのうです。昨年の平成30年度が809名で、255名の減でした。続きまして海上公民館、きのうですけれども、245名の参加、平成30年度は292名、47名の減です。いいおかユートピアセンターが、きのうは249名、昨年の30年度が287名、38名の減となっております。

令和元年度の総数ですけれども、1,048名、平成30年度が1,388名で、合計340名の減となっております。ご存じのように、台風の影響と雨で少なくなったわけですが、1,000名以上の方が来ていただきましたので、そういった方々については期待に応えられた催しができたと思います。

出席率ははじいていなかったのも、また調べて報告させていただきます。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これは1割以下ですね。去年も今年も1万4,000人超えているわけですから、若干でも増やそうというような努力というか、毎年同じようなものでは、なかなか人を集めることはできないのかなというふうに思っているんですが、何かその辺お考えでしょうか。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） アンケートなども実施しておりまして、年に一度の敬老大会が、まず中身を充実させていくということで、参加がいいときもあれば、多少悪いときと、現状維持というときもあると思うんですけれども、まず中身を充実して、来た方が心が温まって、しかもよかったなと思えるようなものにしていきたいと思っています。

1点目としては、私の個人的な、これから反省会の中でお話を課でまとめようと思っているんですけれども、例えば長寿の方のご夫婦、長寿ペアの席は見やすいところ、長寿ペアシートとか、あと金婚式を初めて迎えられる方の金婚式ペアシートとか、あと家族3世代で来られる家族のシートとか、できるかできないか併せて、あとそれを見た個々に来る高齢者の方が寂しい思いをしないかどうかとか、そういったところを幅広い意見を聞いていきたいなと思っています。

あと、高齢者が被害に遭われるオレオレ詐欺がまだ続発していますので、5分か10分程度の注意喚起を含めた、警察の方とか寸劇のようなものがないかなというふうには思っているところですが、これから皆様の幅広いご意見をいただきながら、お金をかけずに工夫してまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず115ページ、飯岡福祉センター運営事業1,341万1,865円の内容、それについてお伺いします。

続きまして119ページ、グループホーム運営費等の助成事業1,910万6,893円の内容についてお伺いします。

続きまして127ページ、高齢者筋力向上トレーニング事業の委託料423万4,680円について。

その3点をお伺いします。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、決算書の115ページ、飯岡福祉センター運営事業1,341万1,865円でございますけれども、内容でございますけれども、社会福祉協議会のほうへ委託しておりまして、主な内容でございますけれども、委託料の内容ですけれども、人件費が約421万円、あと消耗品が59万4,000円、修繕費が1,144万4,217円、お風呂などのろ過装置の保守等で委託費が343万3,434円で、合計で、ほとんどが社会福祉協議会の指定管理委託料ですけれども、お風呂の浴室のほうに、あとふれあい広場などがありますけれども、飯岡福祉センターの浴室と風呂の利用者数が、平成30年度は1万3,832名でございました。

続きまして119ページ、8番のグループホーム運営費等助成事業でございますけれども、障害者グループホーム、生活ホームでグループホーム利用者が74名なんですけれども、こちらのほうに家賃の助成などを行っています。月額5,000円を限度に74名の方にグループホームの家賃の助成を行っている費用でございます。

あと127ページ、高齢者筋力トレーニング事業でございますけれども、高齢者を対象にしまして、転倒による骨折や加齢による運動機能の低下を防ぐため、高齢者向けのウォーキングマシン、エアロバイク等の筋力を高めるトレーニング機器などを設置して、専門トレーナーの指導を受けて健康な体力づくりを図っております。委託業者をお願いしまして、週4日、火曜日と木曜日と土曜日と日曜日、午前10時から午後4時まで行っています。

以上です。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 今、飯岡福祉センターの運営事業について説明を受けたんですけれども、あそこも結構人気があって、毎年どんどん増えているんですか、参加人数は。その辺お伺い

します。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 人数でございますけれども、平成30年度は今お話ししたとおり1万3,832名、一昨年度、平成29年度は1万1,928名、平成28年度は1万5,770名、平成27年度は1万7,470名、平成26年度は1万1,813名で、平成26年度から29年度までは減ってはいたんですけれども、平成30年度は約2,000人増加に転じております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） ありがとうございます。

ではもう2点、今、グループホーム運営費等の助成事業、説明があったんですけれども、家賃の補助だけなの。もっと詳しく内容を説明してください。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 失礼しました。家賃補助と19の事業所に対する運営費補助を行っています。知的障害者生活ホームが1事業所で75万6,000円の補助、障害者グループホーム等の運営費の補助金で、18事業所で1,502万1,793円の補助でございます。それに先ほど言いました家賃補助で総額となります。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） あと、127ページの高齢者筋力トレーニング事業の委託料、これはトレーニング機器をどこかへ置いてあれているわけ。どこへ設置しているのかな。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） あさひ健康福祉センター、パークゴルフのところにありますけれども、玄関を入りまして左手に行くとパークゴルフの管理棟がございますけれども、あそこは2階建てでありまして、その2階の部分で、トレーニング機器でトレーニングを行っています。階段で上がっていきまして、1階はパークゴルフの管理室で、2階はあさひ健康福祉センターの高齢者トレーニングルームとなっています。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 本会議の質疑の中でも私は質問したんですけれども、私もちょっと勉強不足で時間が終わっちゃいまして、途中、質問したいことが終わっちゃいましたが、その引き続きをお願いしたいと思います。

説明資料の中の32ページ、出産祝い金支給事業、入学祝い金は5万円で終わっちゃうという事で間違いないんですよ。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 入学祝い金につきましては、経過措置という事業で実施しておりましたので、今回、30年度入学祝い金をいただく子どもにつきましては、最後の出産祝い金をいただいた子どもで終わりということにして、事業終了ということになります。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

入学祝い金につきましては分かりましたけれども、この制度としても、5年間、最後のかな今年で。来年度からまた5年計画として支援事業計画、第2期目ですか、子ども・子育て支援事業として策定していくというような話ですけども、同じような内容で来年度から5年計画で行うのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 出産祝い金の支給事業につきましては、今後も引き続き実施していく予定でございます。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） この出産祝い金支給事業としては、切れ目なくずっと行っていくという考えでいいんですね。

今年度で終わって、来年度からまた5年計画の第2期子ども・子育て支援事業計画を策定していくという、市長の話で、3月の施政方針の中であったかと思うんですけども、それを行ってから出産祝い金をこの中から支出するという考えではなかったのかなと思うんですけども。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 支出につきましては、今と同じ出産祝い金支給事業という形で継続していきます。計画は、子ども・子育て支援事業計画につきましては、旭市だけでなく、全国一斉に5年スパンで作る計画でございますので、出産祝い金事業とは別なんですけれども、その事業の中で子育て支援施策として位置づけされているとご理解していただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。私の勘違いで申し訳ありませんでした。これはすごくい

い事業だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一点、説明資料の中の38ページ、保育士処遇改善事業の中で、先ほどの説明の中で、月額2万円、対象者数141人という話で、この金額を施設のほうに、9施設のほうに支払うということなんですけれども、保育士のほうには1人2万円は支払っているというのはあるんですよね。間違いなく、施設のほうで2万円いただいて、1万8,000円を保育士に渡して……

(発言する人あり)

○委員長(木内欽市) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) こちらは県の補助事業でございまして、基本的に市で2万円、うち1万円、2分の1が県から補助金として歳入で見込まれているんですけれども、基本的には民間の保育施設ということで、干潟保育所につきましては公設民営、指定管理で行っていますので、補助金の対象にはなりません。ただし、民間の法人のほうで運営しているので、市単独で補助金は出しております。

いずれにしても、実際に保育士の賃金に充てられているのかということですが、まず充てるということを補助金の要綱の中にうたっておりますので、必ず各対象になる常勤の保育士の賃金に充てられているものと思ひます。

以上です。

○委員長(木内欽市) 片桐委員。

○委員(片桐文夫) ありがとうございます。そうですね。ぴんはねするわけないですものね。

あと、この処遇改善につきましても、一昨年まで結構、市の保育所の先生方がやめて、隣の市だとかに移ったという話を聞くんですけれども、中にいる先生方に聞くと、まだまだ給料が安いというような話を聞くんですけれども、その点、市としてはどのような対応をしているのかお聞きしたいと思ひます。

○委員長(木内欽市) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) 民間の保育士のことでよろしいでしょうか。

本会議の高橋議員の質問の中にもありましており、まだまだ公立の保育士と民間の保育士の賃金につきましては差はございます。

ただし、民間の保育士の常勤の方の賃金につきましては、この処遇改善事業を実施してから、まだ今年で3年目なんですけれども、徐々ではありますが高賃金のほうは上がってきてい

るという、改善はされております。また、この補助金以外にも、施設型給付費の中で処遇改善加算というのがございまして、そちらの中で何%かは賃金に充てなさいという、そういうのもございますので、徐々ではございますが、改善のほうはされてきているのかなと思います。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 大分分かったんですけども、いつまで続くのかなという影の聲がありましたので、お聞きいたします。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 県の補助事業につきましていつまで続くのかなという話ですが、それにつきましては、はっきり私のほうでも分かりません。ただ、まだまだ先ほど申しましたとおり賃金格差がある限り、県としては実施していく方向だと思います。

この辺は待機児童はいないということですが、都市部になると待機児童がいるところもございまして、そういった部分も含めて、まだこういう事業は必要なのかなというふうに思っております。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ありがとうございます。

今、課長のほうから待機児童の話も出たんですけども、ちょっとこのあれとは離れちゃうのかも分かりませんが、1つの保育所の例を出しますと、これは民間じゃない、市の保育所ですね。そこに行きたいんだけどもっぱいだということで、行けないお子さんもいるという話もちょうど聞くんですけども、大分このあれから外れちゃいますけれども、すみません。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 恐らく、今、片桐委員がおっしゃった1つの保育所というのは、多分、西のほうの保育所のことだと思いますが、保育所の場合は学校と違いまして、学区とか区域割がございませんで、市といたしましても、市全体の利用定員の中で入所というのを考えておりますので、どうしても保護者につきましては、近くの保育所とか人気のある保育所に行かせたいということもございまして、やはり入所に当たっては優先の点数、そういうのがございまして、かといって働きたいので保育所に預けなければならないということであれば、近隣の保育所を紹介したりという形で行っております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 2点ほど質問させていただきます。

決算書の129ページの備考欄の4、後期高齢者短期人間ドック助成事業302万5,775円の内容についてと、備考欄3の緊急通報体制等整備事業の727万2,934円の内容と、地区別の利用状況についてお伺いいたします。

○委員長（木内欽市） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは、後期人間ドック利用状況を報告させていただきます。

平成30年度が85件、前年度対比18.8%の増、委託料としまして301万1,520円、前年度対比18.8%の増となっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、決算書129ページの緊急通報体制等整備事業につきましてご説明いたします。

まず、この事業につきましては、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の日常生活における緊急時の連絡のための緊急通報装置を貸与するというような事業でございます。

決算の主な支出内容でございますが、13節の委託料につきまして、これは緊急システムの装置を業者からお借りして、委託料として支出するものでございます。

また、地区別の設置数でございますが、まず旭地域におきましては140台、次に海上地域が30台、飯岡地域が37台、干潟地域が20台、合計227台となります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほどの回答修正と、もう少し詳しくお話しさせていただきます。

平成30年度が101件、平成29年度が85件、平成28年度が72件。平成30年度の男女別なんですけれども、男性が64、女性が37。

以上です。

○委員長（木内欽市） 議案の審査は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

3款民生費について、質疑がありましたらお願いします。

副議長。

○副議長（宮澤芳雄） 1点確認をさせてください。

先ほど片桐委員から質疑のあった出産祝い金について、小学校入学祝い金についてお尋ねします。この制度は、出産祝い金の10万円から20万円に上がったときに、10万円しか支給されなかった子どものための措置というんでしょうか、そういったことで、小学校の入学に合わせて5万円を支給されてきたんでしょうか、それをお尋ねします。確認させてください。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、今の宮澤副議長のご質問に対してお答えいたします。

まず、入学祝い金につきましては、旧干潟町が平成10年度に事業を始めたものでございます。当時、第3子以降の出産時に10万円、そして小学校入学時に5万円を支給しておりました。その後、合併後もこの金額で事業を進めておりましたが、平成24年4月に第3子以降の出産時の祝い金を20万円に引き上げました。その引き上げたと同時に、平成24年3月31日までに出生した、旧制度においての出産祝い金10万円を支給していた方につきましては、小学校入学したときに5万円を支給するということで、それが平成30年4月の入学の時点で終了するというところでございます。

10万円から20万円に、第3子以降の祝い金を10万円上げたことで、今までその子どもたちが入学時に5万円の入学祝い金を前もって支給されたといいたいでしょうか、そういったことで、入学祝い金としての制度を廃止したという経緯でございます。

その後でございますが、平成28年4月に、第2子以降の出産については10万円を新たに追加したということでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 先ほど飯嶋委員より敬老大会の参加率のご質問がありましたので、ご報告をさせていただきます。

令和元年度、きのうの参加率ですけれども約7.3%、平成30年度が9.7%ですので、2.4%の減です。きのう現在の速報値で、詳細はこれから確認しますので、若干の増減はあるかもしれませんが、ほぼこの内容ですので、ご了承をお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、4款衛生費のうち、企画政策課で所管いたします事業について、決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

決算に関する説明資料の39ページをお開きください。決算書においては161ページになります。

看護学生入学支度金貸付事業です。決算額は800万円で、財源は全額一般財源です。

この事業は、市内の医療機関の看護師確保対策として、将来看護師として市内の医療機関に従事しようとする4年制大学の学生に対し、入学支度金の一部を貸し付けるものです。貸付額は1件当たり40万円、平成30年度は20件を貸し付けいたしました。

なお、卒業後2年以上市内の医療機関に従事すれば、貸付金の返済が免除される規定となっています。

企画政策課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、4款衛生費のうち、健康管理課所管の事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

決算説明資料の40ページをお願いいたします。決算書では163ページになります。

はじめに、がん検診事業でございますが、本事業は、健康増進法に基づき、市民の健康増進を目的として各種がん検診を実施するもので、事業内容のとおり、胃がんから前立腺がんまで7種類の検診を実施し、延べ人数では3万1,681人の方が受診しております。各検診の対象年齢や検診ごとの実績は、記載のとおりでございます。

また、受診後、精密検査の対象になった方に対しましては、早期治療につなげるため、医

療機関への受診勧奨を実施いたしました。

事業費は8,878万4,621円で、財源としましては、国からの補助金が9万1,000円、残りはすべて一般財源となります。

続きまして、41ページをお願いいたします。決算書では167ページになります。

育児支援事業でございます。

本事業は、妊娠・出産期から乳幼児期までの母子保健事業として、各種学級、相談、訪問指導などの育児支援を実施し、育児不安の軽減や乳幼児の発達を支援するものです。各事業の詳細と実績人数については、記載のとおりでございます。事業費は169万579円で、全額一般財源でございます。

最後に、資料の42ページをお願いいたします。決算書では169ページになります。

特定不妊治療費助成事業でございます。

本事業は、人口減少対策の一環として、不妊で悩む夫婦の不妊治療に要する高額な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るものです。治療に要した費用から県の助成金を除いた額の2分の1を助成するもので、1年度当たり10万円を限度としております。平成30年度は40件、34組のご夫婦に306万9,000円の助成を行いました。全額一般財源となっております。

以上で、健康管理課所管の事業説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、4款衛生費、環境課所管の事業について、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料により、ご説明をさせていただきます。

説明資料の43ページをお開きください。

環境衛生事務費でございます。決算書では169ページから171ページになります。

この事業は、所管する環境衛生施設の維持管理及び環境衛生に関する団体への負担金の交付等でございます。この事業により、住みよい住環境の確保を図るものであります。決算額につきましては2億5,524万6,000円でございます。特定財源の7,520万円は地方債となります。

事業内容としては、項目の欄、協議会等負担金2億5,252万3,000円に、その他事務費等272万3,256円を合わせて2億5,524万6,256円になります。

主な内訳としては、東総衛生組合負担金1億2,155万9,000円と、東総地区広域市町村圏事務組合負担金1億3,090万1,000円でございます。

広域ごみ処理事業については、広域ごみ処理施設の建設工事や最終処分場の造成工事が開始され、両施設とも順調に進捗しています。今後も、令和2年度末までにごみ処理施設及び最終処分場の建設を完了し、令和3年度からの稼働を予定しています。

次に、44ページをお願いいたします。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。決算書では179ページになります。

この事業は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的として、省エネ型社会の実現や自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する個人の方にその設置費用の一部を補助したものでございます。住宅用省エネルギー設備につきましては、太陽光発電設備のほかに、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システムを補助対象としたものであります。

決算額は668万円でございます。財源内訳のうち、特定財源の300万円は県補助金となります。一般財源は368万円でございます。

平成30年度の補助金交付件数は70件でございます。内訳は、太陽光発電設備が49件で事業費が458万円と最も多く、定置用リチウムイオン蓄電システムは21件で事業費が210万円でございます。なお、家庭用燃料電池システムと太陽熱利用システムについては、ご利用がありませんでした。

県の要綱改正で、平成29年度から新築住宅が対象外とされるなど、太陽光発電設備の補助対象要件が大幅に狭められましたが、これまでの補助対象要件を保持し、普及拡大を図るため、市では一般財源による補助を引き続き行い、省エネ型社会を推進しております。

すみません、ここで大変申し訳ございませんが、説明資料の訂正をお願いしたいと思えます。この事業概要の下から5段目のところなんですけれども、米印の平成30年度を平成29年度に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

以上で、環境課の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 167ページ、赤ちゃん全戸訪問事業ということで、250万3,705円ということで、これの件数、それと、最近、子どものいろんな悲惨な事件が多うございます。中身まで見守るといえるのか、そういうのが大事なのかということもあると思うので、その辺、誰が

回っているのかということも、詳細を説明していただければありがたいというふうに思います。

あと173ページ、合併処理浄化槽設置促進事業ということで、これの基数、あと申請に対して1年間足りているのかということもお聞きしたいなというふうに思います。あと、転換分がありますけれども、これはたしか単独槽からは転換できないんですよね。くみ取り式からだけですよね。たしかそんなようなことがあったと思うんですが、これはなぜなのでしょう。教えていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 赤ちゃん全戸訪問ということでよろしいでしょうか。30年度の実績でよろしいですか。30年度の赤ちゃん全戸訪問の実施件数といたしましては、対象者が396名に対しまして、実施数は390件実施しております。

それと、誰が回っているのかということでございますけれども、こちらは担当の保健師並びに助産師が回るような形になっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、合併処理浄化槽設置促進事業についてお答えいたします。

合併処理浄化槽設置事業補助金の基数でございますが、5人槽、こちらは37基でございます。7人槽、こちらは6基でございます。10人槽、こちらは4基でございます。合計47基でございます。

合併処理浄化槽の補助金でございますが、平成29年度と決算額を比較しますと17.27%の増になってございます。現在はこの補助金の金額で足りていると思っております。

あと、単独槽から合併処理浄化槽に転換する際、補助金はないかということのご質問でございますが、単独槽から合併浄化槽にする際に補助金はございます。また、くみ取りから合併浄化槽にする際にも補助金はございます。ちなみに、単独槽から撤去しまして合併浄化槽にする際は、上乗せ分、上限として28万円がございます。また、くみ取りから撤去して合併浄化槽にする場合は限度額が20万円となっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

議長。

○議長（向後悦世） 環境課所管の太陽光発電設備の件で、補助金につきましてお尋ねしたい
と思います。

今、台風15号の被害も甚大で、また、この太陽光発電、過去にも吹っ飛んだり、また耐用
年数期間中に補助金を出したものが飛んでいって事故等が起きた場合、補償問題とかはどの
ようになるのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 太陽光発電の補償問題については、こちら今現在調査中ですので、
詳しい補償については承知していないんですけれども、ただ、その際の補償について、やっ
ぱり耐用年数もございますので、耐用年数中は、市の補助金についてはちょっと難しいのか
なというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時24分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 着席でいいですよ。座ったままで。

○商工観光課長（小林敦巳） よろしいですか。では失礼させていただきます。

それでは、5款労働費について補足説明を申し上げます。

決算書でご説明しますので、183ページをお開きいただきたいと思います。

183ページの備考欄の一番下段になります。1、労働諸費、支出済額62万円で、8節報償

費 8 万円は、商工業者の永年勤続優良従業員 8 名分の表彰記念品代でございます。

19 節負担金補助及び交付金 54 万円は、旭市雇用対策協議会への補助金となっております。
平成 30 年度末の会員企業数は 40 社で、旭市における雇用の創出と安定のため、高校生を対象とした合同企業説明会など各種事業を実施していただいております。

続きまして、185 ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄の 2、職業相談室運営支援事業は、支出済額 104 万 1,427 円で、旭市地域職業相談室の運営支援に係る経費でございます。主なものは、受付業務を行う臨時職員 1 名分の賃金等となっております。なお、平成 30 年度の職業相談室の利用者数は延べで 4,386 人となっております。

以上で 5 款の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5 款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、5 款労働費についての質疑を終わります。

続いて、6 款農林水産業費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、6 款の農林水産業費につきまして、農水産課より決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。着座にて失礼させていただきます。

決算に関する説明資料 45 ページをお願いいたします。

まず、水田農業構造改革推進事業になりまして、こちらのほう、決算額は 8,618 万 2,000 円で、財源内訳の国・県支出金が 1,759 万円、これは県単独補助金でございます。10 アール当たりの補助単価によりまして、作付面積に応じまして交付されるものでございます。一般財源は 6,859 万 2,000 円でございます。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために、飼料用米や転作作物の栽培などの取り組みに対し支援したものになります。

事業の内訳は、事業内容の表のほうをご覧くださいと思います。上段の水田自給力向上対策事業が県の単独補助分になりまして、内訳は固定団地型ほか 2 事業で 1,759 万円になります。

次に、中段の転作作物等推進事業は、市の単独補助分になります。6,765 万 2,664 円でござ

います。内訳につきましては、麦転作ほか4事業になります。なお、飼料用米転作は、耕種農家と受け入れる畜産農家双方へ補助をしているところでございます。

下段の転作団地推進事業93万9,660円は市の単独補助で、作付品目を3ヘクタール以上の団地化した場合に加算するもので、内訳につきましては麦と景観作物になります。

続きまして、46ページをお願いします。

こちらは園芸生産強化支援事業になります。決算額は8,180万2,000円で、財源内訳の国・県支出金6,778万5,000円は県の単独補助金で、補助率は内容により事業費が4分の1または3分1となっております。一般財源は1,401万7,000円でございます。

この事業は、千葉県の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用いたしまして、園芸作物の生産力や品質向上に必要な機械等の導入や、生産施設の整備・改修に対しまして支援したもので、補助対象は市内認定農業者27件、事業費が8,180万2,000円となっております。

事業の内容につきましては、生産力強化支援型は、ビニールハウスなどの栽培施設の新設や機械・設備の新規導入に対するもので13件、園芸施設リフォーム支援型は、老朽化した栽培施設の改修や機械・設備の更新に対するもので8件、園芸施設スマート農業推進型は、園芸施設の生産性向上を図るための機械や装置の導入に対するもので6件となっております。

続きまして、47ページをお願いいたします。

こちらは畜産競争力強化対策整備事業になります。決算額は8億6,150万5,000円で、全額が平成29年度の繰越明許費分になります。

財源内訳は、国・県支出金の8億6,150万5,000円で、これは県補助金で補助率は事業費の2分の1、これは国の補助が県を経由してくるもので、県補助という扱いになっているものでございます。一般財源はございません。

この事業は、畜産の収益・生産基盤の確保及び国際競争力を強化するため、飼養管理施設等の整備に対し支援を行ったものになります。事業内容は、うまい千葉の豚肉生産協議会が事業主体となりまして、3件の畜産農家が豚舎や液状飼料の調整棟、給餌設備を整備したものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

こちらは農業基盤整備事業になります。決算額は6,441万円で、財源内訳の地方債6,210万円は、農業農村補助事業に対して借入れをすることができる公共事業債等で、充当率が90%、繰越明許は100%になります。一般財源は2,310万円でございます。

この事業は、農地の利用集積などにより担い手の育成を図るため、圃場整備事業と併せ、農業用排水路や農道の整備を行っているものでございます。市内3地区の県営土地改良事業に対しまして負担金を支出したもので、上段の経営体育成基盤整備事業は、飯岡西部地区の排水路護岸整備工事で654万1,400円となっております。

下段の広域農業基盤緊急整備促進事業は、豊和地区及び春海地区の圃場の排水路護岸や用水路工事で1,065万1,568円となっております。

下の表は、平成29年度繰越明許分になりまして、経営体育成基盤整備事業の飯岡西部地区の排水路護岸工事で4,420万4,400円、下段の広域農業基盤緊急整備促進事業は、豊和地区の排水路護岸工事等で301万2,888円となっております。

続きまして、49ページをご覧くださいと思います。

こちらは農業水利施設改修事業になります。決算額は2,151万4,000円で、財源内訳の地方債1,070万円は、農業農村整備事業に対して借り入れすることができます公共事業債等で、充当率90%になります。一般財源は1,081万4,000円となります。

この事業は、農業用水施設の長寿命化を図るストックマネジメント事業や、農業用排水路の改修を行う団体を支援するものとなっております。事業内容の上段の県営排水改良事業負担金は、県の実施する仁玉川の排水路護岸工事になります。

次の特定農業用管水路等特別対策事業計画概要書作成費用は、新川東部地区の用水管の更新を行うため、大利根土地改良区による調査設計業務で、合わせて1,998万5,960円となっております。

下段の農業用排水路改修工事は、市内の農業者団体が行います排水路の改修など14件で152万8,000円となっております。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、2点ほどよろしく申し上げます。

191ページ、新規就農総合支援事業補助金955万464円の内容というか、何人ぐらいいるものなのか、その辺をお聞きします。

それと197ページ、農産産地支援事業補助金350万3,000円の、やはりこれも内容について説明をよろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 新規就農総合支援事業は国の補助事業でありまして、対象が8人となっております。これは5年間継続する事業でありますので、前年度と同じ内容になっているところでございます。

それと197ページ、農産産地支援事業につきましては、こちらは、共同利用によるコンバイン等を購入した団体に対しまして、県の補助3分の1を行ったものになります。これは松ヶ谷、幾世地区の利用組合になります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、新規就農総合支援事業の補助金、平成30年度は何人ぐらい、増えはしないんですか、全然。8人がずっと来ているんですか。5年経過したら終わりでしょう。何年に何人増えたとか、そういうことをちょっと教えてください。

○委員長（木内欽市） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 委員おっしゃるとおり、終わった方、更新される方がありまして、30年度につきましては新規が2人ありました。前年度で5年が経過した者がありますので、それで入れ替わりという形で8人になっています。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） あと農産産地支援事業の補助金、これは1件だけなんですか。1件にこれだけ補助金を出しているんですか。

○委員長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 1件といいますか、共同利用の組合、1件だけ条件が合ったもので、交付したものであります。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） こういう補助金というのは、みんなにお知らせはしているんですか。

○委員長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 当然皆さんにお知らせしていますが、特に一般の農家の方がもらえるというわけではなく、俗にいう生産調整に取り組む中で必要な機械を補助するという、そういったものになります。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、7款商工費について補足説明を申し上げます。

主な施策事業についてご説明しますので、決算に関する資料のほうをご用意いただけますでしょうか。50ページになります。よろしいでしょうか。

商業活性化推進事業であります。決算書では211ページになります。決算額は2,081万8,000円、財源の内訳としましては、その他欄で、ふるさと応援基金繰入金500万円でございます。残りは一般財源でございます。

本事業は、地域商業の活性化のために行う各種事業に対し助成を行ったものでございます。

事業内容としましては、まず旭市商工業後継者育成事業補助金24万6,000円、これは商工会が実施した後継者育成事業に対し補助したものでございます。

その下の欄です。旭市商店街振興事業補助金、こちらは各商店会の運営事業費に対し補助したものでございます。58万円でございます。その下、プレミアム付旭市共通商品券発行事業、こちらは1,495万5,562円、この商品券を発行している旭市商業振興連合会の運営費として200万円を補助してございます。

その下の旭市商店街等活性化事業補助金150万円は、商店街が実施する売り出しイベント等に対しまして補助したものでございます。

その下の旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金153万6,800円は、商店街の駐車場の借り上げ、また街路灯の整備に対して補助したものでございます。

各補助率等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、51ページをお開きいただきたいと思います。

観光振興対策事業関係であります。決算書では215、217、219ページになります。決算額は3,542万8,000円で、財源の内訳としましては、その他欄になりますが、災害復興基金繰入金及び地域振興基金繰入金の計2,547万2,000円、残りは一般財源でございます。

本事業は、旭市の魅力を広くPRするとともに、各種イベントの開催により、観光客の誘致を図り、旭市観光の振興を図るものでございます。

事業内容の上段、観光資源創出プロモーション事業は、市の豊富な観光資源の魅力を全国へPRするとともに、新たな観光資源の創出を図り、観光の振興を図るものでございます。

その中で主なものとしましては、5年ぶりに新規作成しました観光パンフレットの作成、印刷製本費として227万4,352円、広告料199万9,820円は、市の見どころを紹介するPR動画を、スポットCM、こちらはテレビ埼玉のほうですが、放映しました。また、観光情報誌への広告掲載を行ったものでございます。

また、観光プロモーション支援業務委託料499万9,860円は、映画のロケ地としての魅力を広くPRし、観光振興を図るため、企画・運営業務を委託したものでございます。主な内容としましては、「一人一人が旭市の観光大使」をテーマに、地元小・中学生を招待して、映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」の特別上映会、また、同監督である岩井俊二氏を招いてのスペシャルトークショーを開催しました。また、市内の映画撮影スポット等を紹介するロケ地誘致データベースを作成し、広く情報を発信したものでございます。

以下は、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、その下段になります。観光イベント事業は、各実行委員会等が実施しました観光イベントを支援することにより、多くの観光客の誘致を図り、地域経済の活性化、観光の振興を図るものでございます。

主なものとしましては、消耗品で、こちらは袋東ため池へ放流しましたヘラブナの購入代が125万9,002円になります。

それとその次、観光ポスターの印刷代。また、その下の広告料は、七夕市民まつりや夏季観光の模様を番組として作成した千葉テレビ放映料、ベイFMのサマーキャンペーンやラジオでの観光CM放送料として245万8,000円。また、各種イベントにおける警備清掃等の委託料として175万5,384円。このほかに七夕市民まつり、YOU・遊フェスティバルをはじめ、スターライトファンタジーなど、各観光イベントへ記載のとおり補助金を支出したところでございます。

7款については以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、7款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 217ページ、委託料で海岸トイレ清掃等委託料、そのほかに公園維持管

理委託料というようなことでありますが、これが駄目だというわけではなくて、きっとこの先に都市整備課のほうにも公園管理料という名目があるんです。これは同じような業務で、両方で持っている必要が本当にあるんでしょうか。1本にしたほうが効率がいいんじゃないんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） たしか、トイレにつきましては一括してやっていたと思います。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 予算は別に持っていて、入札等は一括で、たしかしたと思っています。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 予算は別々で。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 説明資料の51ページの観光イベント事業ですが、6事業あるかと思えますけれども、前年度の来客数と今年度の来客数を教えていただければ。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、各イベントの入込数ということでよろしいでしょうか。一番上の砂の彫刻美術展でございますが、昨年は5万1,120人でございます。今年の数値が、実行委員会のほうに今問い合わせしているんですが、まだ数値が固まっていないということでご報告を受けておりません。ただ、今年は期間が長かったのも、昨年を上回っている数値だとは思いますが、ただ、7月いっぱい開催していましたが、台風とかでちょっと数値が、期間は長いんですが、入り込みは厳しかったんじゃないかなと。すみません、問い合わせしているんですが、まだちょっと正確な数値はいただいておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、サーフフェスタのほうですね。ちょっとお待ちください。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） たしか一昨年は中止しました。去年は……

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 今年はやりました。参加者が230名ぐらいだと思うんですが、選手として参加した人。入り込みは、去年は800でした。今年の入込みはまだ聞いていないんですが、多分同じ、もしかしたら少ないかもしれません。参加者は去年も今年も230名ぐらいの参加があったと思います。

それと、サマーフェスタのほうは、7月に開催しましたが、去年も今年も約2,000人というところでございます。

スターライトのほうは、今年はまだ開催していませんが、去年は1万5,800人、これは期間中ということでございます。去年は12月3日から31日までで1万5,800人。人気のあるイベントですので、今年もこれぐらいの人数はいくかなと思います。

それと七夕市民まつりでございますが、七夕市民まつりは今年は2日間合わせて9万5,000人でございます。去年はご存じのとおり台風になりましたので、大幅に少なく6万5,000人で行いました。特に2日目がだいぶ荒れがひどかったということで、去年は6万5,000人、今年は9万5,000人です。

それから、YOU・遊フェスティバルのほうは、今年は9万5,000人です。実行委員会で9万5,000人です。去年は9万8,500人でした。去年も今年もやはり台風絡みで、いつもはもう少し数字が上がったと思うんですが、台風絡みで、例えばビーチバレーボール大会が中止になったりとか、宝探し大会が翌週にということで、どうしても台風の影響で、ちょっと厳しい状況で行いました。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ありがとうございます。

結構来客数が増えたというような話もあり、また、行事によっては台風の影響で少なかったという話もありますけれども、旭市砂の彫刻美術展ですか、早目に終わって、ちょっと期間を長くしたということで、YOU・遊フェスティバルのときまで期間を延長して、みんなに見てもらう期間を延ばしたという話を聞いたんですけれども、その近辺に見に行った人から聞くと、入れなくなっていて外から見ているような状態だったので、あれでは延ばしても意味ないんじゃないのという話をだいぶ聞きましたので、来年度はもっとその点を直してもらって、楽しみにしている事業ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 砂の彫刻につきましては、今年はYOU・遊フェスティバルと

コラボするというので、砂像越しに花火を見てもらおうということで企画したんですが、結局、砂像の前のところが有料席になりまして、有料席で確保しちゃいますので、それも午前中ぐらいから確保しちゃいます。ですので、当日はそこの近くでは見られないと。花火の規制エリアにもちょっとかかってくるので、なかなかそこにも入れない。それから有料席なので入れないということで、すみません、当日はちょっと厳しい状況でございました。

以上でございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長（小林敦巳） はい。実行委員会のほうで検討したいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

平山委員。

○委員（平山清海） 片桐委員と同じところなんですけれども、消耗品、袋東ため池ですか、ヘラブナの購入代、125万9,000円だと思います。どこから購入するんでしょうか。それで何人ぐらいの人が参加して、どんなふうになっているんでしょうか。ちょっと知りたいんですけども、お願いします。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） どこから購入ということですか。これは関西のほうからヘラブナは購入しております。これはため池のほうでございしますが、長熊の釣堀センター、こちらのほうにも年に2回ほど放流しております。これもやはり関西のほうから、専門の業者ということで購入しております。

袋のため池のほうの釣りは、大会を春と秋にやっております、春のほうは80名ほどの参加者、秋のほうは118名ほどの参加者でございます。ちなみに長熊もやはり春と秋にやっていますが、春は137名、秋は159名と。

(発言する人あり)

○商工観光課長（小林敦巳） そうですね。

以上でございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。袋のため池のほうは900キロです。

○委員長（木内欽市） 平山委員。

○委員（平山清海） 900キロというのは何匹ぐらいなんでしょうか。分からないかな。

○商工観光課長（小林敦巳） 1キロで2.5枚ぐらいです。そのときによって大きかったり小

さかったりありますけれども。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木 寛） それでは、私は説明資料の50ページの景観整備事業の補助金について伺います。

景観整備事業、街路灯というふうに区分してあって、これへの補助金が組まれていると思うんですけども、これは商店街の街路灯であって、俗にいう集落にある防犯灯とはまた意味が違うというような扱いでよろしいですか。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） そのとおりでございます。商店街の中の街路灯の補助でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

議長。

○議長（向後悦世） 予算書の215ページの観光資源創出プロモーション事業についてお尋ねしたいと思います。

旭市も観光資源で、この間、外国人の爆買い特集みたいなのをおとといテレビでやっていました。そうしたら、東京の御徒町には宝石を求めて外国人が殺到していると、1回のオークションで数十億円のお金が動いていると。また東京の日暮里、ここでは日本の和服の生地が、非常に今外国人の注目を集めて、6割くらいの方が外国から買い求めに集まっていると。旭市もこういう観光資源、外国人が好きな和服だとか、ばあちゃんらが嫁に来るときに持ってきた帯だとか、そういうものが最近だいぶ外国人とかに人気が出ているので、やっぱり旭市の商店街を活気づけるためにも、外国人のユーモラスさと気前のいい買いっぷりをうまく利用していただけるように、観光資源をもっともっと幅広い視野で目を向けていただきたいと思います。今後の予算にうまく盛り込んでいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 外国人の誘致も非常に大切だと思いますが、日本の中で旭市というのがPRがまだまだ足りないのかなと思っておりますので、まずは国内で、千葉県に旭市ありというのをしっかりPRして、その中で外国人も誘致できればと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） どうぞよろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） さっき防犯灯の話が出たので、例えばこれから防犯灯、担当が違うんですけれども、町内会に入っていない人にそういうふうに言われた場合、例えば道路なんかもそうなんですよね。どういうふうに話を持っていったらいいんでしょう。それは区で払わなくてはいけないでしょう。町内会に入っていない地区があったら、そこに防犯灯がなくて真っ暗だというふうなことがあったときに、区に入っていなければ区はお金を出してくれないですよ。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） じゃ、そういうことでよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 議案の審査は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。先ほどの答弁のほうで訂正がございますので、よろしくお願いします。

飯嶋委員のほうから、委託料のほうでトイレの清掃委託料、それから浄化槽と、それから公園の委託料につきましてご質問がございました。トイレと浄化槽については、これは入札で、うち以外の各施設も含めて入札でやっております。予算分けをしております。公園につきましては、うちのほうでは上永井の公園、それから長熊の公園等ございますが、小規模で草刈り等の委託料でございますので、これはこちらのほうで独自でやらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

(発言する人なし)

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。説明は座ったままで、その後の課長もそれで結構です。

○建設課長（加瀬博久） ありがとうございます。

それでは、建設課所管の事業について補足説明を申し上げます。

本日、お手元にあります決算に関する説明資料及び建設課から配付しました平成30年度予算科目・事業別工事等一覧表という横書きの資料により説明をさせていただきます。

それでは、説明資料の52ページをお開きください。

道路新設改良事業です。決算書では227、229ページ、備考欄2、3番です。

決算額は1億7,310万6,000円です。財源内訳は、合併特例債990万円、一般財源は1億6,320万6,000円です。括弧書きは繰越明許の金額となっております。

現年分の事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表12ページをご覧ください。調査・設計委託3件、1,671万5,160円は、道路測量調査1件、物件補償調査1件と学校施設改修設計1件を実施いたしました。

工事請負費ですが、工事等一覧表の13ページから14ページの表になります。道路改良工事4件、道路排水工事22件、道路舗装工事2件、事業費は1億1,890万円です。

公有財産購入費ですが、道路用地購入8件、153万3,923円で、310.47平方メートルを購入しました。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償3件、113万8,859円で、電柱の移設1件、ハウスや立竹木補償2件です。

以上、現年分の事業費は1億3,828万7,942円です。

続きまして、下の表、平成29年度繰越明許分です。工事等一覧表では15ページの表をご覧ください。

委託料につきましては、調査・設計委託2件、事業費は1,706万4,000円です。

工事請負費ですが、道路改良工事1件、事業費は1,775万4,360円です。

次に、説明資料の53ページをお願いします。

蛇園南地区流末排水整備事業です。決算書では229ページ、備考欄4番です。

こちらは決算額1億6,703万8,000円です。財源内訳は、合併特例債1億5,420万円、一般財源は1,283万8,000円です。

事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表16ページ、上の表をご覧ください。調査・設計委託1件、30万8,880円は、工事の積算に用いる資材価格及び工事費の実態価格調査を実施いたしました。

工事請負費ですが、工事等一覧表の16ページ、下の表になります。道路排水工事7件、事業費は1億6,648万6,860円です。

補償補填及び賠償金ですが、補償金1件、24万1,963円は、工事に伴う農作物被害等への補償でございます。

現年分の事業費は1億6,703万7,703円です。

次に、54ページをお願いします。

旭中央病院アクセス道整備事業です。決算書では229ページ、備考欄5番になります。

決算額は2億3,097万6,000円です。財源内訳は、国からの交付金3,116万6,000円、合併特例債1億8,690万円、一般財源は1,291万円です。

事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表17ページをご覧ください。調査・設計委託2件、158万1,228円で、家屋の事後調査と工事の積算に用いる資材価格及び工事費の実態価格調査を実施いたしました。調査・測量委託2件、29万1,600円で、土地不動産鑑定を実施いたしました。合わせまして事業費は187万2,828円です。

使用料及び賃借料ですが、土地等借上3件、22万6,900円は、作業用敷地の借上料でございます。

工事請負費ですが、工事等一覧表の18ページをご覧ください。道路改良工事6件、道路排水工事1件、事業費は2億1,492万2,800円です。

公有財産購入費ですが、道路用地購入3件、1,029万7,429円で、692.05平方メートルを購入いたしました。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償5件、344万2,690円で、電柱等の移設への補償です。賠償金1件、21万2,878円で家屋等への賠償でございます。

現年分の事業費は2億3,097万5,525円でございます。

次に、説明資料55ページをお願いいたします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書では229、231ページになります。備考欄6番、7番です。

決算額は2,927万1,000円です。財源内訳は、合併特例債2,770万円、一般財源は157万1,000円です。括弧書きは繰越明許の金額となっております。

現年分の事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表19ページ、上の表をご覧ください。調査・設計委託1件、717万1,200円は、道路詳細設計の修正を実施しました。

工事請負費ですが、工事等一覧表の19ページ、下の表になります。道路改良工事1件、事業費は248万4,000円です。

現年分の事業費は965万5,200円でございます。

続きまして、下の表、平成29年度繰越明許分です。工事等一覧表では20ページをご覧ください。

委託料ですが、調査・設計委託1件、事業費は181万4,400円です。

工事請負費ですが、道路改良工事1件、事業費は1,780万1,720円です。

続きまして、説明資料の56ページをお願いいたします。

南堀之内バイパス整備事業です。決算書では231ページ、備考欄8番です。

決算額は841万6,000円です。財源内訳は、合併特例債790万円、一般財源は51万6,000円です。

事業内容ですが、工事請負費につきましては工事等一覧表21ページの表になります。道路改良工事1件、事業費は762万4,800円です。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償1件、79万881円で、農業用ハウス等への補償でございます。

現年分の事業費は841万5,681円です。

次に、説明資料の57ページをお願いいたします。

震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では231ページになります。備考欄9番、10番でございます。

決算額は3億3,261万9,000円です。財源内訳は、国からの交付金9,449万円、その他6,357万3,000円は、東日本大震災復興交付金基金繰入金が5,744万8,000円、災害復興基金繰入金が612万5,000円で、一般財源は1億7,455万6,000円です。括弧書きは繰越明許の金額となっております。

現年分事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表22ページの表をご覧ください。調査・設計委託2件は992万5,200円で、椎名内西足洗線の県道交差点部分の詳細設計と函橋等の設置に係る実施設計を実施しました。調査・測量委託7件は689万400円で、各路線の家屋等の物件補償調査や土地不動産鑑定を実施しました。合わせまして事業費は1,681万5,600円でございます。

工事請負費ですが、工事等一覧表の23ページの表をご覧ください。道路改良工事6件で、横根三川線が1件、椎名内西足洗線が5件で、事業費は7,007万4,200円です。

公有財産購入費ですが、道路用地購入24件、5,834万6,771円で、内訳は、横根三川線において6件分、2,122.61平方メートルを1,485万7,158円で購入し、椎名内西足洗線については12件分、4,527.18平方メートルを4,348万9,613円で購入いたしました。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償15件、9,013万2,148円で、内訳は横根三川線において、農業用ハウスや工作物等への補償4件分で2,557万2,965円、椎名内西足洗線については、農業用ハウスや建物、工作物等への補償11件で、6,455万9,183円となっております。

現年分の事業費は2億3,526万8,719円です。

続きまして、下の表、平成29年度繰越明許分です。

工事等一覧表では、24ページの表をご覧ください。

委託料、こちらは調査・設計委託1件、801万8,000円で、椎名内西足洗線で支障となる施設の改修設計を実施いたしました。

公有財産購入費ですが、道路用地購入5件、3,410万9,305円で、内訳は、横根三川線において2件分、2,273.34平方メートルを1,295万8,038円で購入し、西足洗線については3件分、2,524平方メートルを2,115万1,267円で購入いたしました。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償4件、5,512万3,283円で、内訳は、横根三川線において、農業用ハウス等への補償1件分で、1,441万8,913円、椎名内西足洗線については、作業場等への移転の補償3件分で、4,070万4,370円となっております。

繰越明許分の事業費は9,725万588円でございます。

次に、説明資料の58ページをお願いいたします。

冠水対策排水整備事業です。決算書では233ページになります。備考欄11番、12番です。

決算額は3,712万円です。財源内訳は、合併特例債3,070万円、一般財源は642万円です。括弧書きは繰越明許の金額となっております。

事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表25ページの表をご覧ください。調査・設計委託1件、22万8,960円は、工事の積算に用いる資材価格及び工事費の実態価格調査を実施いたしました。

負担金補助及び交付金1件、471万3,120円は、工事に際し、水道管の切り回しが必要となったことから、工事負担金を支出したものです。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償1件、181万829円で、電柱の移設への補償です。

現年分の事業費は675万2,909円です。

続きまして、下の表、平成29年度繰越明許分です。工事等一覧表では26ページの表をご覧ください。工事請負費、こちらは地域排水工事3件、事業費は3,036万6,724円です。

以上、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 都市整備課所管の主要な事業についてご説明いたします。

歳入歳出決算に関する説明資料の59ページをご覧ください。

事業名、住宅リフォーム補助事業です。決算書は245ページになります。

この事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、リフォーム工事費用の一部を補助するものであります。

決算額は947万8,000円、財源内訳の特定財源、国・県支出金は、社会資本整備総合交付金426万5,000円となります。

具体的な事業内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に工事費用の10分の1を補助するもので、限度額は20万円となっております。平成30年度は64件の申請者に対し補助を行いました。リフォーム工事の内訳としましては、外壁・屋根が39件、浴室・トイレ・キッチン等の水回りが18件、内装・建具等が7件となっております。

続きまして、説明資料の60ページをご覧ください。

事業名が空き家等対策推進事業となります。決算書は同じく245ページになります。

この事業は、空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている実態を受け、今後の空き家等に関する対策を実施するための基礎資料として活用するため、市内の空き家の件数と場所、その管理状況などの実態を調査したものでございます。

決算額は896万4,000円、財源内訳の国・県支出金は672万3,000円で、その内訳は社会資本整備総合交付金448万2,000円、千葉県空き家等対策推進事業費補助金224万1,000円となります。

実態調査について申し上げますと、まず抽出調査により1,465件の空き家候補となる建物を把握しました。その建物について現地調査をいたしました。この調査で空き家等の可能性の高いものは1,129件でございました。さらにその中で、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態など、周辺に悪影響を与えるおそれのある空き家等は106件でございました。

以上で都市整備課の説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の245ページの備考欄7の住宅リフォーム助成事業の64件の内訳なんですけれども、地区別にもし分かれば教えていただければと思います。

○都市整備課長（加瀬宏之） 申し訳ございません、地区別の数字はちょっと今持っておりませんので、全体の数字……

○委員（伊藤房代） 後で結構です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

平山委員。

○委員（平山晴海） 震災復興・津波避難道路の件なんですけれども、57ページですか、予算のほうは全然関係ないんですけれども、私たちの椎名内地区は、私の家の周りは終わったんですけれども、わだちとか土手とかが、前の既存の道路について残っているんですよ。そのところが草だらけで、これはどういうふうに対処したらいいのか、また近所の者にも聞かれるし、我々住んでいる者たちで今まで、でき上がって半年たつんですけれども、草刈り等をやっているんですけれども、ずっとこのまま我々がやっていくんでしょうか。お願いします。

○委員長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、平山委員のご質問にお答えします。

まず、道路敷であればうちのほうがやるという形になろうかと思います。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 土手。のりということですよね。のりの敷地も恐らく道路敷の中のところに入っていると思いますので、そこら辺は現場を見ながら、うちのほうでやるような形になろうかと思いますが、一度現場を精査させていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 平山委員。

○委員（平山晴海） やっぱり近所の者に聞かれるんですよ。草だらけで、終わって半年たって、3度ぐらい除草剤をかけたり草刈りをやったりして、どうしても聞かれると、しょうがない自分の家の前ぐらいは自分でやろうと、自分の家の畑の前ぐらいは自分でやろうと、そんな形で言うてはいるんですけれども、ずっとこのままそうなのかなということでお聞きしました。

○委員長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） どちらにしても現場を見させていただいて、境界等も確認しながら、もし道路敷であればうちのほうでやるということで、ご了解を願いたいと思います。
以上です。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 説明資料の60ページ、空き家等対策推進事業ですか、この中で896万4,000円支出しているんですけれども、どういった会社に調査委託をしているのか。また、1,129件ですか、空き家という認定をしたということですから、今後どうしていくのかお聞かせいただければ。お願いします。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） まず調査のほうの業者、請負業者ということです。アジア航測株式会社になります。

それと、今後の空き家の対策の進め方ということだと思います。来年度、令和2年になりますか、4月くらいに対策協議会の設置、こちらのほうを考えております。その後、4月、6月の間に対策計画、計画書のほうの策定を考えております。その後は、その計画に沿ったように空き家の対策を進めていくということになろうかと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ありがとうございます。

先日みたいな大きな台風が来るかと思いますので、結構、混み合ったところに空き家が多数目に入りますので、なるべく早目に、令和2年度じゃなく、もうちょっと早目にそういった対策をしていただければどうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） なるべく早くということでした。今ご説明した前に今年度の話ですけれども、今年度は庁内で関係各課の連携体制を構築していきたいなと思っておりますので、やはり実際に稼働し始めるのは来年4月くらいになるかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 片桐委員と同じような意見で、来年、対策協議会ができるということで

すので、その前に、地区割で言うと空き家というのはどの辺か分かりますか。地区割。

○都市整備課長（加瀬宏之） 地区までは。

○委員（遠藤保明） 分かりませんか。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時43分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。着席のままで結構です。

○消防長（川口和昭） それでは、着座にてご報告させていただきます。

それでは、9款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

説明資料でございますが、60、61ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、消防施設整備事業でございます。決算書では249ページ、中段になります。

この事業につきましては、耐震性貯水槽の設置、消火栓新設整備、消防水利等の改修、維持管理を行いました。

決算額は2,270万1,000円でございます。財源の地方債は施設整備事業債510万円、一般財源は1,760万1,000円であります。

事業内容につきましては、耐震性の貯水槽1基、これは地上型でございます。防火水槽改修6件、防火水槽解体撤去2件、そして消火栓修繕及び消火栓の新設6件であります。

事業効果では、大規模な地震等の災害発生時に有効な水利が確保され、消防活動、体制の充実、強化が図られました。

続きまして、消防車両整備事業をご説明させていただきます。説明資料は62ページをお願いいたします。決算書では249ページ、下段となります。

この事業につきましては、消防ポンプ自動車 1 台、調査広報車 1 台の更新整備を行いました。

決算額は3,975万5,000円であります。財源といたしまして、地方債は施設整備事業債3,670万円、一般財源は305万5,000円であります。

車両の内容につきましては、消防署配備の消防ポンプ自動車、これはC D－I 型です。3,689万2,330円。この車両は3 トンベースで水を積んでいる車ではございません。続きまして、消防本部の予防課配備の調査広報車278万4,083円、こちらの更新です。こちらは商用ワゴン車、このタイプでございます。ポンプ車のほうは配備経過で21年経過、予防課の調査広報車は18年経過した車両でございます。その更新を整備させていただきました。

その他の事務費といたしましては、保険料や自動車重量税等で7万8,983円でございます。

続きまして、消防団活動費でございます。説明資料は63ページでございます。決算書では251ページ下段から253ページ上段となります。

この事業では、消防団活動に必要な消防団員の報酬支給、そして費用の弁償を行いました。決算総額は3,646万円でございます。財源は全て一般財源となっております。

事業内容でございますが、団員の報酬支給といたしまして2,200万5,250円、そして火災その他の災害出動、警戒または訓練出動で、総計97回に対しまして費用弁償771万7,000円、その他事務費等としまして、操法大会や出初式、歳末警戒などに673万7,989円でございます。

この事業効果といたしましては、消防団員の人員の適正化、そして報酬改善、これらによりまして団員の士気高揚が図られたということでございます。

引き続きまして、消防庫整備事業でございます。説明資料は64ページ、決算書では255ページ上段になります。

この事業では、既存の消防庫のうち、老朽化が顕著で耐震性が不足する消防庫について建て替え整備を行いました。

決算額は1,690万2,000円でございます。財源といたしまして、国・県支出金、こちらは消防防災施設強化事業補助金224万5,000円、地方債は施設整備事業債で1,320万円、一般財源は145万7,000円でございます。

事業内容では、干潟地域、米込、南堀之内、清和乙地区の地域を管轄します第五中隊第2分団第3部の消防庫の改築工事1,505万5,200円、これに伴います設計・監理委託料48万6,000円でございます。加えまして、老朽化した既存の消防庫解体工事2件ありまして、飯岡地域の目那地区、これが1件、解体で81万円、干潟地域溝原地区、1件ありまして44万

2,800円、こちらの解体を実施しております。そして、建築に伴います事務費等としまして、上水道の給水申込納付金、これが10万8,000円でございます。

事業効果は、地域防災拠点であります消防庫の機能強化、安定した消防団活動の支援が図られました。

続きまして、消防団車両整備事業でございます。説明資料は65ページ、決算書では255ページ中段になります。

事業内容ですが、消防団用の小型動力ポンプ積載車4台の更新を行いました。

決算額は2,717万円、財源といたしましては地方債、これは施設整備事業債1,350万円、一般財源は1,367万円でございます。

この事業は、旭地域西琴田地区を管轄します第二中隊の第7分団第2部、飯岡地域、上永井、南町地区を管轄します第四中隊の第1分団第1部、干潟地域では萬歳、櫻井地区を管轄します第五中隊の第1分団第2部、同地域の萬歳、関戸、溝原地区を管轄します第五中隊の第1分団第3部の小型動力ポンプ積載車4台を更新したものでございます。合計は2,703万7,352円でございます。

その他の事務費等といたしまして、保険料、自動車重量税等で13万2,680円でございます。

以上で、消防本部所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市）　しばらく休憩いたします。委員の皆さんもしばらくお待ちください。

休憩　午後　2時52分

再開　午後　2時52分

○副委員長（伊藤房代）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則第118条の規定により、委員長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市）　ご質疑申し上げます。

消防費で、団員の報酬のほかに、ふだん出たやつの報酬が97回で約770万円と説明がありました。1回当たり7万円ぐらいだと思うんですが、例えば今回の台風のとくに、消防団員には大変お骨折りをおかけしています。1日ですからね、1日出て、それで7万円ぐらいいくんでしょけれども、これが例えば災害協定を結んでいる業者を頼むと莫大な金額になると思うんです。倒木の処理とかそういった意味で、これからこういう災害もあるので、この点についてもう少し、来年度はこういうところに配慮をいただきたいなど。単なる夜警のときに出たのと同じような報酬ではちょっと少ないと思うんです。団員はやっぱり身の危険を感じて、倒木の処理とか、チェーンソーで切ったり、それを移動したりということで、大変助けていただいております。

この程度の台風は、これからどんどんまた来ると思うんです。それで繰り返しますが、本当に助かったのは、通路を塞いで奥の人が表の道路に出てこれないと、そういうところがうちのほうだけで4か所ぐらいですから、市内全部、これから把握すると思うんですが、恐らく何十か所という箇所数が出てくると思います。いまだに開通していないところもあるんですからね。

そういったときに、何としても頼りになるのは地元の消防団でありますので、災害のときのこれは特別に、危険も伴いますし、今言ったように、団員は自分の家のハウスも倒壊していて、それでも出てきてくれているんです。

ですから、災害に関しては特別の配慮をお願いしたいと、次年度の予算に反映していただきたいと、このように思っている質問ですが、いかがでしょうか。

○副委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 木内委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、団員の方が出場するに当たりまして、火災と災害に準じた手当は6,000円でございます。それとは別に、各警戒出場や訓練等では1,000円の手当を支給しております。今回のような火災以外の風水害、それにかかわる出場としましては、事務局のほうで火災等と同じように6,000円の手当を支給しているところが現状でございます。

今後のことに関しましては、配慮はさせていただくつもりではおりますけれども、現状では通常の火災等と同じような手当を支給しているところでございます。

以上です。

○副委員長（伊藤房代） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この場合、通常の火災だと第1出場は地元の分団だけですが、応援で、よく火災になると、よその地区でも消防精神で行きますけれども、今回の災害などの場合にも、地元の消防団だけではとても手に負えないというところがあると思うんです。反面、同じ災害でも平地のほうのところは、意外と土砂災害だとか倒木は少ないと思うんです。そういった意味での応援の体制、応援したところにも、そういう手当等は今はどうなっているのでしょうか。

○副委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、応援された消防団に対しましてということでご回答させていただきます。

火災等で応援に来ていただいた団、部の方たちには、実際に活動していただくことになれば6,000円の手当となっております。ただし、火災が鎮圧だったり鎮火した場合で途中から反転して帰庫していただく、そういう場面は出場の手当としましては1,000円の対象としまして、対応しているところでございます。

以上です。

○副委員長（伊藤房代） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） では最後に、火災のときは本署の後方支援がほしい主だろうかと思いますが、先ほどの台風のような場合には、消防署をいちいち、幾ら災害とはいえ消防署を頼むにはちょっと気が引けるんですよ。皆さんだって忙しいのに、分署の例を挙げれば、分署は5人しかいないわけですから、そこを呼んじやったら、救急車が1台出たら3人出ちゃうわけですから、消防署に、同じ災害でも倒木の要請はやっぱり心理的にできません。

どうしても地元の消防団をお願いすることになりますので、通常の火災とはまた違いますので、今回の災害のような場合には特段の、これから新たなそれを考えていただきたいということですので、消防長には答えはできませんが、決算の委員会ではこのような意見が出たということで、来年度の予算編成、ここに幹部の皆さんいますので、これを念頭に入れて、新たにそういうのを盛り込んでいただければなど、このように思います。

総務課長、財政課長、もし答えることができれば、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○副委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 消防団に台風とかの特別な災害のときに新たな手当をとということでございますけれども、消防署のほうで近隣の状況だとかいろんな状況、そういったものを調べて、これからそういった調査をやるでしょうから、それを見て、恐らくそういった形で予算査定に上がってくるでしょうから、その辺で検討したいというふうに思っております。

○副委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 消防の皆さん、大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

それでは、私からは説明資料の61ページについて、1点質問させていただきます。

中段の事業内容の上から2段目で、耐震性貯水槽（地上型）の設置ということでございますが、この地上型というのはこれまでの貯水槽とどのように違うのか、どういった利点があるのか、また設置場所はどこなのか、お伺いいたします。

○副委員長（伊藤房代） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、米本委員の質問にお答えしたいと思います。

耐震型の貯水槽、地上型の内容ということでございます。平成30年度、今まで入れたことがございませんでしたけれども、初めての地上型の貯水槽を設置しました。場所は干潟地域の入野地区です。これは中3区の青年館、こちらの敷地内隅に設置をさせていただきました。

通常ですと、埋設されまして、3メートル掛ける5メートルくらい、この幅で地下に埋設するんですけれども、今回は、イメージは四角い箱ですけれども、これをこういう状態で地下に埋設しておりますけれども、横に立てた状態、これが地上に出ている状態です。箱を横に置いた状態のものです。そこに水を充填しまして、外からこれは防火水槽だよと見えるようなものでございます。ただし、そこに容積をとるところですから、邪魔という声も出ますけれども、地域の皆さん、それから地主の方からは苦情は出ておりません。

今回設置しました内容の寸法ですけれども、約8メートル掛ける高さが2メートル50、それで幅が2メートル、このような長方形の四角いもので40トンでございます。

利点としましては、先ほど説明もさせていただきましたけれども、防火水槽の解体、撤去、この辺が、時代が変わりまして、ここに防火水槽があったのでは邪魔だという希望がありまして、どうしてもうちのほうでは温存したいんですけれども、敷地の関係で撤去を余儀なくされると、そういうときにでも、上物ですから、そのまま四角い箱を移動できるということ

でございます。そのような利点がございます。

以上です。

○副委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） すみません。私のほう、9款の説明がまだでして、申し訳ありませんでした。着座で説明させていただきます。

総務課の所管事業についてでございますが、説明資料の66ページをお願いいたします。

津波避難施設整備事業でございます。決算書は259ページになります。

この事業は、東日本大震災の津波による被害を踏まえ、市民の命を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、津波避難施設、いわゆる築山を整備したものです。

決算額は6,188万4,000円で、全て平成29年度からの繰越明許分でございます。財源の地方債5,110万円は防災基盤整備事業債、一般財源は1,078万4,000円です。

主な事業内容は工事請負費です。上段の建設工事費5,112万5,600円は、築山本体の築造や排水施設、駐車場の整備などを行ったもので、平成29年度に支払った前払金3,400万円を差し引いた残金です。その下の植栽工事費945万円は、ヤシの木を中心とした植栽を行ったものです。

以上で総務課所管事業の説明を終わります。

○副委員長（伊藤房代） ほかに補足説明はございませんか。

（発言する人なし）

○副委員長（伊藤房代） 9款消防費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時 6分

再開 午後 3時 6分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より所管の事業について、決算に関する説明資料を中心に補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の67ページをお開きください。決算書では265ページとなります。

幼稚園就園奨励事業です。私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実及び振興を図るため補助金を交付したものであります。本事業の決算額は1,268万9,800円で、特定財源の国庫支出金は、幼稚園就園奨励費補助金で373万円です。

事業内容の表、上段の旭市私立幼稚園就園奨励費補助金は、保護者等の所得に応じて入園料と保育料に対して補助金を交付するもので、平成30年度は82人に交付しました。事業費については記載のとおりです。

表、下段の旭市私立幼稚園第3子以降就園補助金は、第3子以降の園児の保護者のさらなる経済的負担の軽減を図るため、入園料、保育料、給食費に対して全額補助をするもので、平成30年度は8人に交付しました。事業費については記載のとおりです。

続きまして、決算に関する説明資料の69ページをお開きください。決算書では273ページとなります。

小学校大規模改造事業です。防災の観点から、改修の必要のある学校施設の大規模改造工事のため、設計業務を実施したものです。本事業の決算額は669万6,000円です。

事業内容につきましては、矢指小、共和小、滝郷小の屋内運動場防災機能強化設計業務で、非構造部材の耐震化工事に伴う設計業務を委託したものです。事業費は記載のとおりです。

続きまして、71ページをお開きください。決算書では281ページとなります。

中学校大規模改造事業です。防災の観点から、改修の必要のある学校施設の大規模改造工事を実施したものです。決算額は6,231万6,000円で、特定財源の国庫支出金は、学校施設環境改善交付金で1,664万3,000円と地方債2,850万円です。

事業内容は、第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事及び工事に伴う監理業務です。事業費は記載のとおりです。

以上で庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは所管の事業について、決算に関する説明資料を中心に補足説明をさせていただきます。

決算に関する説明資料の68ページをお願いいたします。決算書は267ページ上段でございます。

育英資金給付事業です。本事業は、特に優れた資質を有しているものの経済的理由で修学が困難な方に資金を給付し、将来、本市の発展及び社会に貢献できる有為な人材の育成を図るものです。本事業の決算額は754万9,000円で、特定財源のその他は、育英基金利子で4万2,000円でございます。

給付の状況は、事業内容の表に記載のとおりで、高校生17名、大学生等32名、合計49名の育英生に対し育英資金を給付したものです。事業費は表に記載のとおりです。

事業効果としましては、育英資金の給付により、優れた資質を有する方が高校や大学等に修学でき、本来、本市の発展や社会に貢献する有為な青年の育成が図られました。

続きまして、決算に関する説明資料の70ページをお願いいたします。決算書は275ページ上段でございます。

小学校要保護準要保護児童援助費です。本事業は、学校教育法に基づいて、経済的理由により就学困難な児童の世帯に、学用品など就学に必要な費用を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図るものです。本事業の決算額は832万4,000円で、全て一般財源です。

支給の状況は、事業内容の表に記載のとおりで、要保護児童7名、準要保護児童124名、小学校への就学予定者9名、合計140名に対し就学援助費を支給したものです。事業費は表に記載のとおりです。

事業効果としましては、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施が図られました。

続きまして、決算に関する説明資料の72ページをお願いいたします。決算書は283ページ上段でございます。

中学校要保護準要保護生徒援助費です。本事業は、ただいまご説明しました小学校要保護準要保護児童援助費と同じ事業の中学校の内容ですので、事業の目的等の説明は省略し、決算額と支給状況の2点について説明させていただきます。

本事業の決算額は695万4,000円で、特定財源の国・県支出金は、要保護生徒援助費補助金で1万8,000円です。

支給の状況は、事業内容の表に記載のとおりで、要保護生徒2名、準要保護生徒65名、中学校への就学予定者21名、合計88名に対し就学援助費を支給したものです。事業費は表に記載のとおりです。

以上で学校教育課の説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、生涯学習課所管の主要事業3事業について、補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の73ページをお願いいたします。

社会教育総務事務費でございます。決算書では287ページから289ページになります。

決算額は2,850万5,000円で、特定財源の地方債は公共施設等適正管理推進事業債で1,750万円、一般財源が1,100万5,000円です。

事業内容については、社会教育施設移転改修工事に係る構造設計、電気・機械設備事前調査及び設計積算業務、建築確認申請の提出を委託したものでございます。受注者は株式会社東総設計で、請負金額は1,998万円でございます。

続きまして、説明資料74ページをお願いいたします。

文化振興事業でございます。決算書では295ページになります。

本事業は、東総文化会館を中心に各種文化事業を開催したもので、決算額は1,667万円でございます。財源内訳のうち、特定財源883万4,000円は地域振興基金繰入金及び入場料収入で、一般財源は783万6,000円でございます。

事業内容につきましては、表中の項目1、市の主催事業として、旭市民音楽祭、あさひのまつりなど10事業を実施したもので、事業費については記載のとおりです。

表中項目の2、その他の文化振興事業費として、報償金126万円は、あさひ少年少女合唱団の指導者への報酬でございます。助成金・補助金の105万4,000円は、あさひ舞踊会など12団体が東総文化会館を使用した際の助成金とあさひ少年少女合唱団への補助金でございます。事業費については記載のとおりです。

多様な文化振興事業を実施することで、市民の文化活動を支援するとともに、文化意識の向上を図ることができたものと考えております。

次に、説明資料75ページをお願いします。

海上キャンプ場運営事業でございます。決算書では319ページになります。

決算額は2,244万1,000円で、財源につきましては全て一般財源でございます。

海上キャンプ場は、平成26年度から指定管理者制度を導入し、施設の有効活用を図っております。現在は、株式会社塚原緑地研究所が指定管理者として施設の管理運営業務を行っております。

事業費の表中、委託料の指定管理料につきましては、年度協定により、株式会社塚原緑地研究所へ支払ったものでございます。

改修工事費につきましては、バンガロー棟、トイレ棟の屋根、外壁の塗り替え、古くなった看板の撤去等を実施いたしました。施設の改修工事、樹木の剪定等を実施することで、建物の長寿命化や景観を整え、利用促進を図ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、体育振興課所管2事業について補足説明をいたします。

決算に関する説明資料は76ページをお願いいたします。決算書は321ページの中段になります。

東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてであります。決算額は253万9,000円で、財源内訳は全額、地域振興基金からの繰入金になります。

事業内容は、卓球の初心者から経験者など全ての方を対象に、オリンピックの日本卓球協会強化本部長をはじめとする協会のコーチ、スタッフによる卓球指導会や体験会を開催したり、オリンピック啓発用品等を配布し、2020年東京オリンピックと事前キャンプ地誘致を市内外にPRをいたしました。

さらに、備品購入費といたしまして、卓球用の副審判台8台の購入と既存の卓球台8台の天板交換を行い、より充実した施設の整備を整えました。また、ドイツナショナルチームとの協議を継続的に行っているところでございます。

続きまして、決算に関する説明資料77ページをお願いいたします。決算書は327ページ下段になります。

社会体育施設改修事業について補足説明いたします。

初めに、業務内容の委託料でございますが、こちらは総合体育館改修工事の設計業務になります。総合体育館の屋根改修工事調査設計業務委託は、平成29年度に外壁改修の設計を行いました。屋根の損傷による雨漏り等があったため、外壁改修設計に合わせて屋根の改修設計業務委託を行いました。また、サブアリーナ天井改修工事調査設計業務委託は、サブア

リーナの天井振れ止め不足により、耐震改修設計を委託したものでございます。

続いて、工事請負費の主なものについてご説明いたします。

上から3行目になりますけれども、総合体育館のアリーナ入口ドア改修工事は、老朽化により開閉に支障を来しているため、メイン、サブアリーナドア9か所の交換を行いました。

さらに、その下の中段になります。総合体育館中央監視装置制御盤交換工事は、21年が経過した体育館の全ての機械設備をコントロールするもので、修繕箇所がところどころ出てきましたが、部品の供給が難しいために交換したものでございます。

さらに、その下の総合体育館屋根・外壁改修工事は、3月に契約をし、契約に基づく前払金として9,633万円を支出したものでございます。

続いて、その下になりますが、旭スポーツの森公園庭球場E・Fコート人工芝改修工事は、経年劣化による人工芝の張り替え工事を行ったところです。

この事業の効果といたしましては、体育施設の整備をすることによりまして、利用者の増加につながったところでございます。

以上で体育振興課の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 議案の審査は途中ですが、ここで3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時40分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課の説明は終わりました。

それでは、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 決算とは全く関係ないんですが、最近、DVだとかいろんな面で子どもたちが被害に遭う件数が多いと思うんですが、小学校あたりで確認しているDVというか、そういった件数はどのくらいあるんでしょうか。また、DVは多分、子育て支援課の管轄になると思うんですが、そういった場合、どういうふうに連携をしているのかなというふうに考えています。

それと、今回の台風なんですが、小学校での被害を教えてくださいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、ただいまの質問の件ですが、DVとなりますと、学校教育課においては数字のほうはつかんではない状況です。虐待となると、今、細かい数字はちょっと持ち合わせていないんですけれども、学校で発見された場合については、学校のほうから学校教育課に連絡が入りまして、その後、子育て支援課等に連携をとりつつ、状況によっては銚子児童相談所への通告という流れをとっております。

もしそのようなケース、虐待ということで名前が挙がったケースについては、その後、協議会等がございまして、その中で見守りを続けるというように対応しているところでございます。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） 進行中ということでしょうか。その辺については細かい数字は持ち合わせておりませんで、申し訳ありません。

○委員長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 今回の台風15号での被害というところでございまして、今も何件か報告が来ているような状況ではございます。

まず、雨、風が強かったので、サッシから雨が風によって吹き込みというので6件くらいございます。あとガラスが1枚程度割れたのが2件くらい、ひどいところは1件だけ、職員昇降口のサッシが風で押されまして、そのまま中に倒れてしまったという学校がございました。同じ学校で、給食の搬入口のところのサッシが、引き戸が内側に倒れて、ガラスごと全部壊れてしまったというところもございました。

あと、屋根でございますけれども、校舎の本体の屋根というところはなかったんですが、通路とか、小屋、物置とか、あと外トイレの屋根がそっくり飛んでしまったという学校がございました。これが9件ほどございました。

あと、防球ネットのネットが切れたとかワイヤーが切れてしまったとか、そういうのが2件ほどございました。あとフェンスの倒れ、それは10件ほどございまして、あと倒木は半数くらいの学校でございました。あと、エアコンの室外機が風であおられて倒れると、そのようなものがございました。

実際にまだ、きょうになっても、ここがちょっとおかしいんですけれどもということで、

見てもらいたいという連絡等が入っておりまして、目に見えないところでまだ出てくる可能性もございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） それでは、あしたからの学校の開校には支障はないということですか。

○委員長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 今回の破損によりまして、玄関等が壊れたところにつきましては応急で塞いで、出入りに支障がないようなことで対応はしております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 決算書の263ページの4番ですが、学校教育事務費の中のいじめ問題対策連絡協議会委員6人、いじめ問題対策調査委員会委員7人というんですけども、どのような事業を行っているのかお聞かせいただければ。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） いじめ問題対策連絡協議会委員というのと、いじめ問題対策調査委員会委員というのは、調査委員会のほうは、学校でいじめがあった、これが重大事態に至ってしまった、目安としては年間30日以上欠席するようになってしまったりだとか、それが目安になっておりますが、いじめの重大事態に達した場合には調査委員会を招集しまして、その中で検討するということです。それに対して連絡協議会というのは、関係各位が集まりまして、いじめ問題に対していろいろと意見交換をするという、そういう委員会になっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） この委員というのは教員の方が全員なんですか、それとも第三者が入っているのか。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 教員もおりますが、主に外部の方が多いです。例えば大学教授であったりだとか、あるいは社会福祉関係の方だとか、社協の方とか、そういう方が入ったメンバーとなっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） なければ、10款教育費についての質疑を終わります。

次の11款災害復旧費については支出がありません。

12款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、12款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の336ページをお願いいたします。

12款公債費の支出済額は28億8,122万3,055円で、前年度比2,711万5,042円、1.0%の増となっております。

内訳としまして、1項1目元金の備考欄1、借入金償還費が27億2,473万1,939円、2目利子の備考欄1、借入金利子支払費が1億5,649万1,116円となっております。

なお、一般会計の平成30年度末の市債現在高は282億4,280万6,000円で、これに対する交付税算入見込額は249億2,338万4,000円、交付税算入見込額の割合は約88.2%となっておりまして、差し引き市の実質負担額は33億1,942万2,000円、11.8%となっております。

以上で12款公債費についての説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 質疑がないようですので、12款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 13款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の336ページをお願いいたします。

13款諸支出金の支出済額は7,406万円で、前年度比6,190万3,000円、509.2%の大幅な増となっております。

増の主な要因は、338ページをお願いいたします。備考欄1の水道事業会計繰出金の28繰出金が高料金対策として4,000万円ほど増加したことと、備考欄3の水道事業会計出資金

(事故繰越し) の水道事業会計出資金の昨年度からの繰越し2,480万円によるものです。

以上で13款諸支出金についての補足説明を終わります。

○委員長(木内欽市) 担当課の説明は終わりました。

それでは、13款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようですので、13款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、第14款予備費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(伊藤義隆) 14款予備費について補足説明を申し上げます。

先ほどの338ページです。お願いいたします。

14款予備費の充当状況について説明させていただきます。

予備費支出及び流用増減欄になりますけれども、平成30年度の予備費の充当額は4,181万円で、件数としては53件でございました。

充当先の内訳を申し上げますと、2款総務費へ26件、2,215万円、3款民生費へ11件、159万5,000円、6款農林水産業費へ1件、16万2,000円、8款土木費へ5件、16万円、9款消防費へ4件、831万1,000円、10款教育費へ6件、943万2,000円となっております。

以上で14款予備費についての補足説明を終わります。

○委員長(木内欽市) 担当課の説明は終わりました。

それでは、14款予備費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 質疑がないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長(木内欽市) これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第 1 号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は認定することに決定しました。

以上で議案第 1 号の審査は終了いたしました。

それでは、これにて本日の審査を終了いたします。

なお、本委員会は、明日18日午前10時より、当委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 5 1 分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和元年9月18日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8号 平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	伊 藤 房 代
委員	飯 嶋 正 利	委員	高 木 寛
委員	宮 内 保	委員	米 本 弥一郎
委員	遠 藤 保 明	委員	平 山 清 海
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	向 後 悦 世	副議長	宮 澤 芳 雄
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（27名）

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	保険年金課長	在 田 浩 治
高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之

下水道課長 丸 山 浩
監査委員 伊 藤 義 一
事務局員 17名
その他担当員

会計管理者 多 田 英 子
水道課長 宮 負 亨

事務局職員出席者

事務局長 高 安 一 範
副主幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 池 田 勝 紀

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

なお、飯嶋委員におかれましては、所用のため遅れるとの連絡がございましたので、ご了解願います。

今、雑談で申し上げましたが、代議士あるいは県会議員、県のほうが本日市内に入っております。

相当な被害が予想されますので、皆さん、それは頭に置いといていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査委員会を開会いたします。

昨日に引き続きまして、向後議長と宮澤副議長に出席をいただいております。代表して、向後議長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、ご苦労さまでございます。

本日、昨日に引き続きまして、決算審査していただくことになっております。

どうか、十分なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） それでは、議案第2号から議案第8号まで、一括して審査を行います。

初めに、議案第2号について補足説明がありましたら、お願いします。

なお、補足説明の場合には、長くなりそうですので、着席のままで結構です。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、議案第2号について、補足説明申し上げます。

議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりです。

なお、追加資料としまして、今回病院事業債明細書を提出してございますので、ご用意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

病院事業債明細書の4ページをお開きください。一番最後のページです。

見出しの中ほど、未償還残高の一番下の欄になります、30年度末の……

(発言する人あり)

○企画政策課長（小倉直志） すみません。では、資料の4ページになります。

未償還残高の一番下の合計欄、214億8,171万8,893円が、平成30年度末の残高となっております。また、その合計欄の上、37番と38番の記載につきましては、平成30年度の借り入れ分となっております。

説明は以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたら、お願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまです。

1点、質問をさせていただきます。歳出事業費の10億円につきましては、医療機器整備事業ということですが、どのような医療機器を整備されたのか、できるだけ分かりやすくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ご質問がございました10億円につきましては、全て医療機器の購入に充てたものでございます。

主なものを申し上げますと、一番値段が張ったのがダヴィンチのサージカルシステム、これを新たに入れ替えました。これが3億1,500万円程度。それから、PETセンターにおいてPET／CT装置を入れ替えました。これが2億9,000万円程度。そのほか、これら2つをはじめとして全部で28点を購入しております。多少大きいものを申し上げますと、電子内視鏡システムの4,500万円ですとか、あと細々としたもので、全部で28点を購入しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） この市債については、交付税措置されると聞いていますが、その交付される金額や時期についてお伺いいたします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） こちら病院事業債ということで起債をしております。病院事業債の交付税算入額は元利償還金の25%です。

交付税措置の時期ですけれども、元利償還が始まると同時に、その年度に交付税算入されます。したがって、先ほどご説明しました37番と38番、平成30年度分の借り入れにつきましては、今年度から算入されるということになります。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは、座ったまま失礼させていただきます。

資料のほうをご用意したいんですけれども、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧ください。

それではよろしいでしょうか。

議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料により、ご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

上段の表になりますが、国保の年度平均世帯数と、年度平均被保険者数になります。

平成30年度の世帯数は1万1,379世帯、前年度と比較して3.3%減少し、被保険者数は、2万874人、4.9%減少しております。

下の表の国保加入率の推移をご覧ください。

住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合になります。30年度末の国保加入率におきましても、世帯割合で42.6%、人口割合では30.9%と、減少傾向が続いております。

次のページをお願いいたします。

2 ページ、3 ページは保険給付の状況になります。

3 ページ下段の表、⑥の合計欄をご覧ください。

30年度の保険給付費の総額は、国保連合会に支払う手数料を含め、54億2,772万3,000円、前年度比0.7%の増加となりました。

増加となった主な要因は、一般被保険者分の療養給付費と高額療養費の増加によるもので、被保険者数は減少しておりますが、65歳以上の前期高齢者の加入割合が増加を続けており、全体の医療費を押し上げていると考えられます。

4 ページをご覧ください。

国保税の収納状況ですが、平成30年度現年課税分の収入済額は20億1,817万5,000円、不納欠損額は556万9,000円、収納率は93.6%となりました。

平成30年度滞納繰越分の収入済額は1億4,048万2,000円、不納欠損額は9,962万9,000円、収納率は25.3%となりました。

6 ページをご覧ください。

最後に、滝郷診療所の状況ですが、平成30年度の診療日数は189日、患者数は6,885人で、前年度比1.0%の増加となりました。

診療収入は6,829万6,000円で、薬価の減額改定等により、前年度と比較して、5.5%の減少となりました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 座ったままで説明させていただきます。

その前に、きょう配付しました議案第3号、税務課の平成30年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）についてご説明させていただきます。

お手元にご用意、よろしいでしょうか。

税務課から平成30年度の決算について、補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしております、ただいまご説明しました平成30年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。

1 ページをお開きください。

初めに、健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は前年度と比較したものです。区分欄Aの平成30年度の調定額合計は27億905万1,282円で、対前年3億9,325万231円の減となりました。減の主な理由は先ほど保険年金課

長がご説明したとおり、被保険者数の減等によるものです。Bの収入済額合計は21億5,865万6,759円で、対前年1億7,810万6,622円の減となりました。Cの不納欠損額合計は、1億519万8,166円で、対前年1億154万5,958円の減となりました。

1つ飛ばしまして、収入未済額の合計ですが、これは滞納繰越額で4億4,681万1,357円となり、前年度より1億1,342万4,883円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、平成30年度の現年分が93.61%で、0.17ポイントの減、滞納繰越分が25.31%で、2.63ポイントの増となり、現年・滞納繰越の合計は79.62%で、前年度より4.34ポイント増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

この表は、国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は一番右側の収入済額の増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分は減、後期高齢者分は増、介護分は減となり、小計欄をご覧ください。前年度より1億5,903万216円の減となりました。

次に、退職被保険者については、1,907万6,406円の減となりました。減の主な理由ですが、一般被保険者、退職被保険者とも、被保険者数が減少したことによるものです。

以上、国民健康保険税の合計では前年より1億7,810万6,622円の減となりました。

次に、3ページをお願いいたします。

この表は国民健康保険税を含めた市税全体の差し押さえ処分等で、市税でご説明したものと同じものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページをお願いします。

上段の表は、過去5年間の収納率の推移です。

平成30年度の国民健康保険税の収納率は79.62%で、平成26年度と比較しますと、9.85ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びている状況でございます。

下段の表は過去5年間の収入未済額、滞納額の推移です。

平成30年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は4億4,681万1,357円で、平成26年度と比較しますと、5億9,959万1,844円滞納額を縮減することができました。

次に、5ページをお願いいたします。

この表は過去5年間の夜間及び休日納付窓口の状況です。

この表も国民健康保険税を含めた市税全体のもので、内容は市税で説明したものと同じものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上のとおり、平成30年度の国民健康保険税の収納状況をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは、議案第4号の説明をいたします。

議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

本会議では決算書を基にご説明いたしましたので、本日は歳入歳出決算書に関する説明資料により、ご説明いたします。

説明資料上段の表をご覧ください。

平成30年度の年間平均被保険者数9,460人で、そのうち1,429人が社会保険等の被扶養者であった方であります。

また、表中、75歳未満の被保険者は、一定の障害、身障手帳1号から3号を持つ方で、申請により加入された方であります。

下段の表、保険料の収納状況ですが、特別徴収分は、年金から天引き分でありまして、収入済額が2億8,549万7,000円で、収納率は100%となっております。

普通徴収分の収入済額は、1億3,757万6,000円で、収納率は97.9%となりました。

不納欠損額は49万6,000円、収入未済額は371万4,000円、合計収納率は99.0%となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する資料に基づきまして、説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは説明させていただきます。

1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところでございますので、2の要介護・要支援認定者数からご説明いたします。

要介護・要支援認定者数の状況でございますが、合計欄をご覧ください。

要支援認定者560人、対前年度52人、10.2%の増、要介護認定者が2,471人、対前年度31人、1.3%の増、合計3,031人、対前年度83人、2.8%の増という状況でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は年額6万1,200円、月額5,100円となっております。

続いて、4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明いたしました、所得段階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

5の保険料の納付状況でございますが、年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は10億5,949万1,755円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。

現年度分普通徴収の収入済額は、1億196万9,640円、収納率は前年度より2.8ポイント増の86.6%であります。

次に過年度分ですが、収入済額は718万4,098円となり、収納率は前年度より2.9ポイント増の21.9%であります。

不納欠損額は1,074万534円で、対象者は256人であります。

現年・過年度分を合わせた全体では、収入済額は11億6,864万5,493円となり、還付未済額を差し引いた収納率は、前年度より0.6ポイント増の96.6%となりました。

続いて、6の保険給付費のサービス別支出状況でございますが、居宅サービスの保険給付費の計はA欄になります。17億3,338万2,669円、対前年度0.6%の増となりました。

次に地域密着型サービスですが、保険給付費の計はB欄になりまして、6億190万2,328円、対前年度0.7%の増となりました。

続いて施設サービスですが、保険給付費の計はC欄になりまして、18億9,966万1,216円、対前年度3.7%の増となりました。

保険給付費の総額は一番下の欄になりますが、45億5,126万5,450円となり、対前年度1.8%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 本日は大変ご苦労さまです。

○委員長（木内欽市） どうぞ座ったまま。

○下水道課長（丸山 浩） では、恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは改めまして、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書とは別つづりの冊子がございます。

下水道事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご用意ください。表紙のほか2枚つづりの資料でございます。

では、資料の1ページ目をお願いいたします。決算書につきましては、499ページとなり

ます。

下水道改修事業につきましては、事業費1,984万7,000円で、財源の内訳につきましては、特定財源が国庫支出金567万円、その他1,249万7,000円、一般財源は168万円です。事業内容は、委託料としまして、公共下水道ストックマネジメント計画策定支援業務委託及び旭市公共下水道事業計画変更図書作成業務委託を実施いたしました。

その下でございますが、工事請負費は、公共ますの設置工事、改修工事及び管路維持管理工事を合わせ、532万4,400円です。その他としまして、事務費が26万6,570円です。

その他、特定財源の内訳は下水道事業負担金で、1,249万7,600円です。

事業効果といたしましては、施設の適正な維持管理等を通じて安定した下水道事業の運営が保たれますとともに、生活排水の接続処理により、市民の生活環境の保全を図ることができました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

下水道状況一覧となります。

それぞれ表の一番下の行が、平成30年度分となります。

初めに、1、下水道の状況における処理区域面積は202ヘクタール、普及率10.0%、水洗化率66.6%となっております。

次に、2、受益者負担金につきましては、収入済額1,249万7,600円、収納率51.8%で、前年度比10.5ポイントの増となっております。なお、内訳を表の下に記載しております。

次に、3、使用料につきましては、収入済額9,907万7,332円、収納率98.9%で、前年度比0.1ポイントの減となっております。

最後に、4、補助金につきましては、該当がございませんでした。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、着座で失礼させていただきます。

それでは、議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料を、お手元にご用意をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをご覧くださいと思います。

農業集落排水建設事業になります。決算書は523ページになります。

この事業は、江ヶ崎地区で管路の改修工事を行ったものになります。決算額は6,098万8,000円で、括弧内の3,812万4,000円が繰越明許分になります。

財源の内訳は、国県支出金の3,583万6,000円は国・県からの補助金になります。括弧内の2,239万6,000円が繰越の明許分になります。補助率は国が50%、県が10%となっております。地方債の2,350万円は農業集落排水事業債になりまして、括弧内の1,490万円が繰越の明許分になります。

一般財源のほうは165万2,000円になります。括弧の82万8,000円は繰越明許分となります。

この事業は江ヶ崎地区におきまして、県道旭笹川線の歩道下に埋設してあります陶管が老朽化等により破損したため、平成28年度から行ってきた管路の改修工事になります。

事業の内容といたしましては、上段の表からになりますが、委託料は管の改修工事の設計及び管理委託と工事に伴うブロック塀等の工作物の事前調査業務になります。金額は232万2,000円でございます。

工事請負費については、破損した陶管を塩ビ管に更新した延長46メートルの工事になりまして、2,054万1,600円となっております。

次に、下段の表は29年度からの繰越明許分になります。

委託料は、管路改修工事の設計、管理委託で151万2,000円となります。

工事請負費については、破損した陶管を塩ビ管に更新した延長326メートルの工事費になりまして、3,661万2,000円でございます。

事業効果は、江ヶ崎地区の改修予定管路、全長760メートルの更新工事が本年30年をもちまして全て完了したところでございます。それによりまして汚水処理機能の向上が図られたところでございます。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

こちらは農業集落排水事業の一覧になります。

1の普及状況でございますが、地区ごとに説明いたしますので、全体の表の下にあります

江ヶ崎地区の表のほうをご覧くださいと思います。

処理区域面積が30ヘクタールで、平成30年度は区域内世帯数404戸に対しまして、接続世帯数は298戸、区域内人口は定住人口と流入人口で1,272人となり、使用人口が972人で、普及率は76.4%となりました。

次に、右隣の琴田地区の表をご覧くださいと思います。

処理区域面積は18ヘクタールで、平成30年度は区域内世帯数224戸に対しまして、接続世帯数は141戸、区域内人口は定住人口と流入人口で724人となり、使用人口が522人で、普及率は72.1%となりました。

そのほかの内容につきましては、本会議で補足説明いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、521ページの江ヶ崎地区の委託料、13委託料、施設維持管理委託料307万7,229円と、琴田地区のやはり委託料、13委託料でやはりこれも施設維持管理委託料175万7,931円、これは具体的にどういうことを委託してこういった費用がかかっているのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（木内欽市） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまの施設管理の業務委託料について具体的な内容をということ、お答え申し上げます。

週2回、維持管理業者によります運転管理のほうの点検になります。

これは週2回ずつ江ヶ崎、琴田それぞれ入っておりまして、専門のプラントサービス業者が入ります。そこで、通常は自動制御運転、コンピュータ制御で行っていますが、週2回入って確認しながらその処理状況等確認しながらの業務となっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 実はですね、きょう朝、建設経済常任委員会のほうで琴田地区と江ヶ崎地区、この現場を視察に行こうということで、一応ちょっと決定ではないんですけども、

内々話に出たものですから、ちょっと聞かせていただきました。どうもありがとうございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） この、集落排水の配管は塩ビ管ですか。

○委員長（木内欽市） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ほとんどが今は塩ビ管になっております。ここの路線だけ陶管が使われていたということでございます。

○委員長（木内欽市） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

水道課長。

着席で結構です。

○水道課長（宮負 亨） 着座にて失礼いたします。

議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、平成30年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

決算書をご用意いただきたいと思います。

13ページをお願いいたします。

（1）建設工事の概況となります。

最初に、一番上になりますが、工事名、干潟配水場塩素滅菌設備更新工事の概要でござい
ますが、水道水の消毒は水道法の規定によりまして、塩素によるものとなっております。

干潟配水場では、水道水の消毒に液化塩素、いわゆる塩素ガスを使用しており、塩素注入
器は設置から36年がたち、老朽化により更新の時期を迎えておりました。

水道施設設計指針では、塩素ガスによるガス漏れ等による事故防止のため、より安全性の
高い次亜塩素酸ナトリウム等、液体になりますが、それへの切り替えの必要性を示しており
ます。

今回の工事は、塩素ガスから次亜塩素酸ナトリウム用設備工事へ、設備へ、更新工事を実
施したものでございます。

工事費につきましては、13ページの表の記載のとおりでございます。

次に、その下の2行目になります。

海上配水池耐震補強工事、平成29年度事故繰越事業でございますが、当該工事は平成29年度末に完成を予定しておりましたが、施行中に配水池内部の配管が劣化損傷していることが認められ、これを修復するため、年度内の完成が見込めなくなり、事故繰越したものです。

工事の概要は、既存配水池、P C造、有効容量1,261立方メートルの耐震補強工事で、炭素繊維シートによる耐震補強及び内壁の防水を補修、外壁の塗装などの工事でございます。

平成29年度における出来高金額は6,421万4,765円で、平成30年度における繰越分工事費は表に記載の3,836万3,635円で、総工事費は1億257万8,400円でございます。

次に、表の3行目でございます。水配30第1号第402期三川地区配水管布設工事でございますが、これは、飯岡中学校より西側の国道126号線、飯岡バイパスへ災害時等に断水区域を軽減するためのループ配水管として接続工事を実施したものでございます。

工事費及び工事内容は記載のとおりでございます。

次に、一番下の表の4行目になりますが、水配30第4号第405期横根地区配水管布設替工事でございますが、これは近年に漏水が連続して発生している市営双葉団地北側市道2-072号線で配水管、V P管を耐震管へ、布設替え更新したものでございます。工事費及び工事内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。ご苦労さまでした。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、財政課よりお手元に配付してあります財務諸表の説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、財政課から追加してお配りしております、財政状況に関する資料2点について説明させていただきます。

資料につきましては、この2点でございます。

旭市財務書類と書いてある冊子と、もう1点、その裏にあると思います決算状況という1枚の両面に印刷された書類です。

よろしいでしょうか。

それでは1点目として、平成30年度旭市財務諸表速報版と書かれました資料をご覧くださいと思います。

1ページのほうをお願いいたします。

初めに、財務4表の作成の経緯について申し上げます。

平成18年に総務省が示しました地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針

に基づきまして、旭市においても平成20年度の決算から財務4表の作成に取り組みまして、今回が11回目の作成となります。

作成する財務書類ですけれども、1ページの下の方の書類になります。対象とする会計の範囲をご覧いただきたいと思います。

書類といたしましては、対象とする会計の範囲に応じて、3つの書類を作成する必要があります。

1つは、一般会計と病院事業債、管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類。2点目としましては、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、3点目としましては、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類、これら3つの財務書類を作成することとなります。

このうち本日は、旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について、速報版ではございますが、説明させていただきます。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えた連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受け、年度末をめどに作成、公表する予定であります。

次に、2ページをお願いいたします。

財務4表の書類についてであります。1つ目としましては、貸借対照表、これはバランスシートです。2つ目は行政コスト計算書、民間企業という損益計算書に相当するものです。3点目、純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものです。4つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものです。

次に、財務4表の相互関係でありますけれども、この図で示しますように、4つの表の間で対応する項目については、矢印の線で結ぶとともに、①、②、③の表示がしてありますが、この後説明する各表の中でも丸つき番号を表示してありますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは続きまして、3ページをお願いいたします。

ここから6ページまでは財務4表を順番に説明してまいります。また、各ページに共通することですけれども、上の部分には借方、貸方形式で科目の合計金額を表示し、下の表には資産の部、負債の部など各科目ごとの内訳の数値を載せております。

それではまず1の貸借対照表について、申し上げます。

下の表をご覧ください。

資産の部の１の固定資産につきましては、平成30年度は1,365億3,061万2,000円となり、前年度と比較しますと、7億2,451万3,000円の減となっております。これは学校などの事業用資産や道路等のインフラ資産において、新たに整備した分より過去に整備した資産の減価償却が大きかったことによる減となります。

次に、２の流動資産は、平成30年度は177億8,744万6,000円となり、前年度と比較しまして、13億4,031万6,000円の増となりました。これは主に現金預金の増によるものです。固定資産と流動資産を合わせた資産合計については、1,543億1,805万8,000円で、前年度と比較しまして6億1,580万3,000円の増となっております。

下の負債の部に移りまして、１の固定負債については、平成30年度は537億7,977万2,000円となり、前年度と比較して、239万9,000円の減となりました。これは主に退職手当引当金の減によるものです。２の流動負債については、54億7,038万6,000円で、前年度と比較して3,574万1,000円の増となりました。これは主に（１）の１年内償還予定地方債の増などによるものです。

固定負債と流動負債を合わせた負債合計は、592億5,015万8,000円となり、前年度と比較して3,334万2,000円の増となっております。

資産から負債を差し引いた純資産は950億6,790万円となり、前年度と比較しまして、5億8,246万1,000円の増となりました。

続きまして、右側の４ページをお願いいたします。

２の行政コスト計算書、民間企業でいう損益計算書です。一番下の表をご覧ください。

１の経常収支については、平成30年度は397億3,996万8,000円で、前年度と比較しまして20億3,071万9,000円の減となりました。これは（２）移転費用の①補助金等が、国民健康保険事業の広域化の影響により大きく減少したことが主な要因となります。

２の経常収支は、平成30年度は30億7,808万9,000円で、前年度と比較しまして、8,499万3,000円の減となりました。これは主に水道使用量の引き下げにより（１）の使用料及び手数料が減少したことによるものです。

経常費用から経常収支を差し引いた３の純経常行政コストについては、366億6,187万9,000円で、前年度と比較しまして19億4,572万6,000円の減となりました。これに４の臨時損失を加え、５の臨時利益を引いたものが６の純行政コストとなり、平成30年度は366億5,651万6,000円で、前年度と比較しまして19億4,785万4,000円の減となりました。

続きまして、５ページをお願いいたします。

3の純資産変動計算書です。下の表をご覧ください。

1の前年度末純資産残高は944億8,543万9,000円で、ここから2の純行政コスト366億5,651万6,000円を差し引き、3の財源372億3,832万4,000円と6のその他65万3,000円を足した金額が8の本年度末純資産残高で、950億6,790万円となります。前年度と比較しますと、3の財源が14億3,595万5,000円の減となっております。これは(2)の国県等補助金が増加した一方で(1)の税收等が減収となったことによるものです。

次に、6ページをお願いいたします。

4の資金収支計算書、キャッシュフローです。下の表をご覧ください。

網かけのAの業務活動収支、これは行政サービスにおける毎年度継続的な収入支出となりますが、平成30年度は40億8,423万3,000円で、前年度と比較して3億4,533万3,000円の増となっております。これは、1、業務支出のうち(2)の移転費用支出が国民健康保険事業の広域化の影響により、大きく減少したことによるものです。

次に、Bの投資活動収支、これは学校や道路などの資産形成、投資、貸付金などによる収入支出となりますが、平成30年度はマイナス31億6,107万8,000円で、前年度と比較すると9億4,345万7,000円の減となりました。これは1の投資活動支出において、病院への貸付金の増があったことなどによるものです。

次に、Cの財務活動収支、これは地方債や借入金などの借り入れ及び償還の収入支出ですが、2億2,254万2,000円で、前年度と比較しますと23億9,840万9,000円の増となりました。これは、新たに借り入れた地方債の金額が過去に借り入れた地方債の償還額よりも大きかったことによるものです。A、B、Cの3つの収支を合計したDの本年度資金収支額は11億4,569万7,000円で、前年度末資金残高35億7,101万9,000円との合計Fの本年度末資金残高は47億1,671万6,000円となりました。これにGの本年度末歳計外現金残高2億1,693万7,000円を足してHの本年度末現金預金残高は49億3,365万3,000円となります。前年度と比較しますと11億6,812万円の増となります。この金額は先ほど説明しました3ページの貸借対照表の資産の部、2、流動資産の(1)現金預金の①の額と一致するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

以降は財務4表を用いた指標の分析の説明となります。

1つ目は、市民1人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性をはかることができます。

資産については、平成30年度は234万5,000円で、前年度と比較して3万1,000円の増となりました。これは主に現金預金の増により流動資産が増えたことによるものです。

負債については90万円で、前年度と比較して9,000円の増となりました。これは主に一般会計において、新庁舎建設事業に係る起債により、地方債残高が増加したことが原因です。

行政コストについては、55万7,000円で、前年度と比較して2万4,000円の減となっております。これは、国民健康保険制度の広域化の影響により、国民健康保険事業特別会計の経常費用が大きく減少したことが主な要因です。

2つ目は、歳入額対資産比率です。これまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表すもので、純資産形成の度合いが分かります。平成30年度の比率は3.0年で、前年度との増減はありませんでした。分子である資産合計は、表の右側、前年度と比較して6億1,580万3,000円の増となっておりますが、これは現金預金の増により流動資産が増加したことが主な要因です。分母である歳入総額は、前年度と比較して9,392万7,000円の減となっておりますが、これは国民健康保険制度の広域化の影響により国民健康保険事業特別会計において業務収入が大きく減少したことが主な要因です。

8ページをお願いいたします。

3つ目は、純資産比率です。純資産のうち、返済義務のない純資産がどれくらいの割合を占めているかを表します。企業会計でいう自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといえます。今年度は61.6%で、前年度と比較しまして0.1ポイントの増となりました。これは現金預金の増により資産合計が増額となったことによるものです。

4つ目は、有形固定資産減価償却率です。有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対し資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。今年度は61.2%で、前年度と比較しまして1.8ポイントの増となっております。これは新たに投資した固定資産よりも、過去に取得した固定資産の原価償却のほうが多いことが原因です。

9ページをお願いいたします。

5つ目は、基礎的財政収支、プライマリーバランスです。支払い利息支出を除いた業務活動収支と基金の積み立て取り崩しを除いた投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標で、プラスであ

ればその年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全であることを示しております。

今年度は15億2,176万8,000円で、前年度と比較しまして28億5,609万2,000円の減となりました。これは、業務活動収支が2億7,595万9,000円の増となったものの、一般会計において新庁舎建設事業等の進展に伴い、公共施設等整備支出が約19億円増加したことにより、投資活動収支が大きくマイナスになったことが主な要因です。

6つ目は、社会資本形成の世代間負担比率、将来世代負担比率です。社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いと言えます。今年度は44.1%で、前年度と比較しまして0.4ポイント増となっております。これは各特別会計で地方債の償還が進んだものの、一般会計において新庁舎建設事業の進展に伴い、合併特例債を約19億円借入れたことにより、地方債残高が増加したことによるものです。

10ページをお願いいたします。

7つ目は、受益者負担の割合です。経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年や他団体との比較により、受益者負担が適正かはかることができます。

今年度は7.7%で、前年度と比較して0.1ポイントの増となっております。これは分子である経常収益が水道料金の引き下げにより減少したものの、分母である経常費用が国民健康保険事業の広域化の影響により、大きく減少したことによるものです。

以上、簡単ではございますけれども、財務4表の説明を終わります。

なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じて公表し、市民の皆様に旭市の財政状況をできるだけ分かりやすく説明していきたいというふうに考えております。

それでは次に、お配りしてあるもう一つの資料について説明をさせていただきます。

平成30年度決算状況と書かれた書類をご用意いただきたいと思います。

これは、毎年度総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものです。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。ただし、記入した数値につきましては決算統計の手法に基づいて、共通したルールで作成されておりますので、歳入歳出の総額などが決算書の数値とは異なっていることをご理解いただきたいと思います。その違いを大まかに申し上げれば、このカードの数値は一般会計の数値に病院事業債会計の中の独法化以降の起債借入れ分を加えたも

のです。

それでは、細かい内容は省略させていただきまして、このカードにどんな内容が盛り込んであるかを説明させていただきます。

まず、表面をご覧ください。

上段には、人口と産業構造を表示しております。中段の左側には決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを、また右側には各種の財政指標と健全化判断比率を表示しております。そして、下段には各特別会計の決算額を表示しております。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。

左側の上段には款別の歳入を、その下には市税の収入状況を表示してございます。右側に移りまして、上段は性質別の歳出を、またその下には目的別の歳出を表示してございます。最後に、一番下の枠には、現在進めている大規模事業を表示してございます。

説明につきましては以上です。内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 旭市財務書類の9ページの6番に、社会資本形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）という数字が出ております。

これは、将来の方の負担を示すということですが、世代間の公平ということを考えると、この数値が低ければいいというものではないと思うんですが、この数値については適正な数値というものはあるんでしょうか。あれば教えてください。

○委員長（木内欽市） 米本委員の質問に対し、答弁を求めます。

課長。

○財政課長（伊藤義隆） この数値につきましては、特にこれくらいがいいという数値は示されていませんけども、おおむね50%以下を示しているということで、44%ということですので、適正な数値かなというふうには思っております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） この決算の、この一枚のほうなんですけれども、平成30年度ではなくて、財政力指数がこの30年度は0.49なんですけれども、29年度は幾つだったか教えてください。

○委員長（木内欽市） 伊藤委員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 29年度は0.49でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

高木委員。

○委員（高木 寛） 財務書類の中の流動資産の現金預金ですね、これは市内にある銀行、1か所ですか。それともいろんな銀行にこう、分散していることですか。

○委員長（木内欽市） 高木委員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 基本的には市内が多いんですけれども、市内に支店があるところ、そういったところもございます。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 1か所ではございません。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

議長。

○議長（向後悦世） 旭市財務書類の7ページ、市民1人当たりの行政コスト、これが平成30年度、55万7,000円下がっています。この行政コストというのは千葉県で何位とか、分かればまた教えていただきたいし、これ、役所が市民1人当たり55万7,000円かかっている仕様ですよね。確認です。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ございません。県内全体というのは持ち合わせてございまして、参考までに鉾子市は64万円、匝瑳市は61万7,000円、香取市が34万4,000円、東金市が49万9,000円でございます。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、課長の説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 木 内 欽 市

建設経済常任委員会

令和元年9月20日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 10 号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について

議案第 21 号 工事委託協定の締結について

出席委員（5名）

委員長 宮内 保

副委員長 高木 寛

委員 佐久間 茂 樹

委員 林 晴 道

委員 平山 清 海

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向後 悦 世

説明のため出席した者（20名）

副市長 加瀬 正 彦

商工観光課長 小林 敦 巳

農水産課長 宮内 敏 之

建設課長 加瀬 博 久

都市整備課長 加瀬 宏 之

下水道課長 丸山 浩

水道課長 宮 負 亨

農業委員会
事務局長 赤谷 浩 巳

その他担当
職員 12名

事務局職員出席者

事務局長 高 安 一 範

事務局次長 池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。

台風 15 号によりまして、だいぶ多くの被害が出ているようであります。被災された方に対しまして、改めてお見舞い申し上げます。本当にご苦労さまです。

ここで、委員会を開会するに当たり、あらかじめご了解をお願いします。

議会だより取材のため、この後職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いします。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む3議案について審査いただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

この会議の前に1件ご報告をさせていただきたいと思います。

防災無線等でもご案内しているところでございますけども、台風 15 号による災害ごみの受け入れということで、仁玉のスポーツ広場、ここを仮置き場といたしまして、本日からその受け入れをしているところでございます。受け入れ期間は10月20日までの1か月間ということで、受け入れ時間は午前9時から午後4時までということでございます。

受け入れ災害ごみの種類、それから注意事項などをまとめたチラシにつきましては、あす

の新聞折り込みで、市民の皆様への周知を図ると、防災無線のほかにもそのような対応をとらせていただいているということを、まずご報告いたします。

それでは、本日の委員会の関係でございますけれども、審議をお願いいたします案件、議案は全部で3議案でございます。

内訳は、予算関係が2議案、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの建設経済常任委員会の所管事項、それから、議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、その他といたしまして、議案第21号、工事委託協定の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第21号、工事委託協定の締結についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

6款1項4目畜産振興費、説明欄1のさわやか畜産総合展開事業の104万7,000円は、本会議で財政課のほうで説明がありましたけれども、堆肥散布車1件の追加の要望になります。対象事業費は924万9,000円で、補助率は県が20%、市が10%となっております。

現行予算の執行残は 172 万 6,500 円で、追加補助分が 277 万 3,500 円となりましたので、不足いたします 104 万 7,000 円を補正予算でお願いするものでございます。

以上で所管の補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 9 号について質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

議長。

○議長（向後悦世） ただいまの説明で堆肥散布車の補助金 104 万 7,000 円、これの補助率は何のくらいになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 県が 20%、市が 10%の補助となっているところでございます。

○議長（向後悦世） ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） よろしいですか。

特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第 10 号の農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、本会議にご説明させていただきましたので、それ以外に追加の説明がございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 議案第 10 号について質疑がありましたら、お願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

農水産課長、本当特別大変で、皆さん台風 15 号の影響で、皆さん大変だと思うんですが、とりわけ農水産課長は今本当に大変なのかなと思います。忙しい中ちょっと何も質問がないというのもあれなんで、補正予算書の 448 ページ、当初予算書、江ヶ崎地区排水施設って書いてあるんですけど、当初 1,407 万 5,000 円ですか。それに 200 万加わるということですよ。

これ 11 から 19 までいろいろ明細あるんですけども、15 工事費、どの辺に割り当てられるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） こちらは 11 款 6 の維持補修費になります。細節が 10 の維持補修費の江ヶ崎地区そちらの。

○委員（佐久間茂樹） 581 万 3,000 円というのが、781 万 3,000 円になったという。

○農水産課長（宮内敏之） 左様でございます。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。

○農水産課長（宮内敏之） よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 21 号について補足説明がありましたら、お願いします。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第 21 号、工事委託協定の締結について補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明並びに議案質疑での説明と重複する点があるかと思いますが、ご了解をお願いしたいと思います。

では、まず協定の名称ですが、総武本線飯岡倉橋間蛇園こ道橋新設工事委託であります。

協定の方法は随意契約で、協定の金額は 18 億 8,866 万 9,000 円でありまして、協定の相手方は、千葉市中央区弁天二丁目 23 番 3 号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員千葉支社長、西田直人でございます。

このほか工事委託協定の内容については、ただいまご説明したほか、第 5 条では工事費の負担及び支払い関係、第 6 条では各年度に取り交わす年度協定の件、第 7 条では設計変更、第 8 条では工事竣工後の財産所有権の帰属及び保守、第 9 条では工事完了の確認、工事費の精算及び施設物の引き渡し、第 10 条では既存橋梁の撤去、第 11 条では用地の処理、第 12 条では公租公課等の免除などの決め事が記載されております。

それでは恐れ入りますが、建設からお配りしてございます資料をお手元にご用意願いたいと思います。

まず、協定の期間でございますが、資料 1 ページに工事工程表というものがございます。

こちら工程表ですが、議決をいただいた後協定を締結し、予定では令和元年、こちら 2019 年度と記載になっておりますが、10 月から令和 6 年、2023 年度という表記になってお

ります。3月までの期間となっております。

続きまして、年度別事業費についてご説明いたします。

資料の2ページ目に資金計画書というものがございます。

左側の欄、上から2段目になります。

総額という欄がございますが、この右側3つ目、金額の欄ということで、総事業費が18億8,866万9,000円と記載してございます。これが全体の協定額となり、その右側から年度別協定の金額が記載してございます。

本年度、令和元年度、2019という表記でございますが、7,000万円であります。令和2年度、2020年度という表記でございます、2億5,000万円。令和3年度、2021年度から令和4年度、2022年度までの各年度は2億4,999万9,000円。令和5年度、2023年度は10億6,867万1,000円でございます。

次に、本協定の工事概要をご説明いたします。

資料の3ページ、A3判の位置平面図という資料をご覧いただきたいと思います。

本協定の工事場所でございますが、この図面でいいますと、左側が東京方面、右側が銚子方面、それで図面のほぼ中央部の赤い着色がしてある部分が、今回協定を締結する工事場所となっております。

続きまして、工事延長をご説明いたします。

資料4ページをご覧いただきたいと思います。

図面左側が北側になります。こちら図面でいいますと上方面が銚子という方向です。下が東京方面になります。緑の線はJRの線路の中央部分を示してございます。この緑の線と交差する赤い部分がトンネル部分になります。青い部分につきましては、のりを保護するためのU型擁壁を施工する場所となります。

それでは、トンネル部で施工箇所の延長が13.06メートル、青く着色している部分がU型側溝の施工箇所でございますが、この延長が左側、県道側になります。これが12.341メートル、右側、蛇園地区側になります。9.741メートル、全体の施工延長は35.142メートルとなります。

続きまして、トンネル内部の幅員と高さをご説明いたします。

資料5ページをご覧いただきたいと思います。

右上のCC断面図というところをご覧ください。右側のCC断面でございます。

赤く着色している部分がトンネルの構造物となります。この躯体の外寸は16メートルご

ざいます。内寸では 14.5 メートルであります。これは三川蛇園線の幅員と同様の幅となっております。

高さにつきましては、外寸で 8.38 メートル、内寸で 6.43 メートルでございます。

線路から構造物までの土被りは、構造物の中心位置で約 3.25 メートルとなっております。

続きまして、図面ではございませんが、U型擁壁の幅員と高さをご説明します。

青く着色された部分のU型側溝は、現場打の構造物となります。幅員は外寸で約 16.4 メートルから 17.4 メートル。北・南側とも同じ幅員でございます。北側の高さは約 2.3 メートルから 10.6 メートル、南側 2.4 メートルから 8.7 メートルとなります。

工事概要の説明は以上となります。

続きまして、工事の工程とトンネルの工法をご説明いたします。

資料戻りまして、1 ページ目になります。

工事の工程としましては、初めに表の中ほどに記載がございますが、電力設備工事ということで、トンネル工事の支障となる電柱などを移設するほか、その下に、下の欄でございますが、信号通信設備工事につきましては、信号ケーブル等の移設工事を行います。

一番下段の線路整備工事にてレールの取りかえを行います。その他準備工事としまして、線路防護柵、あるいは計測機器類の設置を行います。これが完了次第、表の中の 2 段目、跨道橋新設工事となっており、トンネル工事本体に着手をしていく工程でございます。

トンネル工事の工法につきましては、H E P & J E S という工法を用いて施工をいたします。

再度、資料の 5 ページをご覧ください。

こちら図の左上、A－A断面図という図面をご覧ください。

青い部分に土留めとして立坑を構築、立坑を構築後、立坑内の土砂を撤去いたします。土砂撤去完了後、A－A断面の赤い部分にエレメントと呼ばれる箱型の鋼管を、北側、県道側から右側に 1 本ずつ通していく工法でございます。それが約 38 本周りに打ち込まれまして、そのエレメント中をコンクリートで充填をしていきます。一体となったエレメント内の土砂をその後撤去します。本トンネルの底板につきましては、現場打コンクリートで施工いたしますので、底板部ができ次第、トンネル部分の完成となります。その後にU型擁壁の工事に着手をいたします。

ここまでの工事期間としましては、令和 2 年 2 月から令和 6 年 1 月での完了を予定しております、事務手続き後引き渡しとなる予定でございます。

また、トンネル完成後、市で本路線の道路改良工事を実施し、令和6年に開通を予定してございます。

最後になりますが、本事業の全体事業費についてですが、トンネル部分の委託料と本路線の事業費が変更となりましたので、全体事業費の財源内訳をご説明いたします。

全体事業費につきましては、34億4,200万円でございます。

そのうち国からの交付金が13億6,800万円、合併特例債として19億300万円、一般財源が1億7,100万円を見込んでおります。なお、合併特例債の償還金を含めた市の負担額としては、7億4,300万円となる見込みでございます。

以上、議案第21号の補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について質疑がありましたらお願いします。

高木委員。

○委員（高木 寛） 直接このトンネルの質問というよりも、ここに関連して飯岡海上連絡道三川蛇園線、これいつごろから開始されまして、このトンネル部分に至ってきたのか。総体的にこの線、三川蛇園線の完成はいつになるのか。

よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） まず事業が開始されたのが、実際予算組んだのが平成22年度からでございます。それで、完成の年度につきましては、今年の予算を組む段階では、平成35年ですから令和5年度を見込んでおりました。しかし、債務負担行為の補正予算のときにもお話をさせていただきましたが、JRの協定期間が延びましたもので、当初予定だった35年から36年、令和6年度まで延びる予定でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 高木委員。

○委員（高木 寛） 最初から思ったら、だいぶ期間が過ぎてる、たっているといいますが、ここの地権者の反対などはあったんでしょうか。そのために、私外から見ていると、工事がだいぶ時間かかっているなというふうに思うんですよ。地権者が反対されていたのかどうかということをまず確認しておきたいんですよ。

それで、基本的には私この道路そのものに反対なんですけれども、そんなに費用をかける予算をかける事業、必要なかどうかというのが、私の考えの根本なんですけれども、まず地権者の反対などあったのかどうかということを伺っておきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 反対者ということですが、今現在でよろしいでしょうか。

今現在で申し上げます。実質1名の方がまだ同意はされておられません。未買収となっております。

それと、あとそれだけ事業が必要だったのかということでございますが、私どもが承知している限りでは、合併前からこの路線は必要だろうということで、地元飯岡さんあるいは海上町さんとの話し合いで計画された事業だと認識しております。

まず飯岡さんからは通勤関係で、この蛇園のトラックというか、地区の中の道路を通して、大変狭隘と言ったらおかしいかもしれませんが、道路が狭くて交通量が多い。まして学校への通学路にもなっておりますので、このような交通安全の面からも改良が必要だということでございました。

ルートの的には地区の中よりは、新設をして道路を造ったほうがよいのではということで、認識しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 高木委員。

○委員（高木 寛） 今の回答で、1名の地権者が反対しているというお話ありましたが、あくまで反対されたら、道路そのものが迂回するとか、そういう方向になるんですか。

それとも計画年度は令和6年までというようなお話なんですけども、もっと延びる可能性というのは当然考えられると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 実際、職員も粘り強く交渉を進めている段階でございます。お話をしても、いろいろ条件等が出されたりとかしてしまして、それがちょっとお話し合いにならないような感じなんですけど、収用法とかという手法もありますが、できれば地権者にご了解をいただきながら事業を進めていきたいと思っています。

ただ、迂回ルートに関しましては、今のところはまだ正式には考えていない状況でござい

ます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） この議案第 21 号ですか、今説明によると、新設工事だとか躯体の工事に関してはやはり長々とお話でしたが、その後令和 6 年開通だということであったんですが、今定例会の質疑、それから一般質問、それから今高木委員の質問、この全てを聞いておって、用地買収が終わらない。それから見込みが立っていないのにもかかわらず、なぜこの時期にこの議案を上程しなければならないのか、その辺のところを。

また、この間の議場においては、今もちょっと近い話なんですけど、職員の苦労は分かるんですけども、精神論で対応するような、そういうような答弁はあまり議論にはふさわしくないと、そのように思いますので、具体的にどうされるのか、しっかりと説明していただきたい。そのように思います。

○委員長（宮内 保） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） まず、買収が終わらないのにどうしてこの時期にということですが、私どもも当初は 35 年度、令和 5 年度までに開通をさせたいということで、取りあえず、取りあえずと言ったら失礼なんですけど、警察署あるいは J R との協議の中で、線形も整ったということで、J R から正式な見積もりをいただいて、この金額になったわけなんですけど、今後延ばすにしても、事業費がだいぶ膨らんでいくのではないかとということもございます。このルートが最適だということで、何度も一般質問でもお答えをしてきましたが、このルートで事業費が固まりましたので、この時期に上程をさせていただきました。

ただ、地権者の方にはまだ 1 名、実質 1 名残っているわけですが、事業は進めさせていただいて、交渉は続けてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林委員。

○委員（林 晴道） 地権者の同意が得られないということで、その前にこの大きい金額をかけて、まずトンネルを造るということであろうかと思いますが、最終的に同意が得られなかった場合に、この工作物は何かしらの利用ですか、迂回させてこれを活用することがしっかりできるのかどうなのか。その辺をちょっと聞きたいと思うのと、僕ほかの道

路案件のときに、たびたびこの話するんですが、中央病院の南北線でも、できたところ、施工が終わったところを活用して、それでいち早く開通に向けた取り組みにつなげたほうがいいんじゃないかと。僕は中央病院の南北線では2人の地権者の方、しっかりと当時の副市長だとか、建設課のほうに紹介して、そういうこともやっておりますんで、理解いただけるのではないのかなと思うんですが、しっかりと終わっているところを活用しながら話をしていくと、そういうような方向はないのかどうなのか聞きたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） このような大きな金額をかけて同意が得られない場合はというご質問ですが、最終的には迂回ルート等も検討はせざるを得ないと思います。

あと施工が終わった箇所については、活用しながらということでございます。確かにそれはおっしゃるとおりだと思います。建設課としても、何か活用ができないか、何かというか、もう通行が可能であれば、通行をさせていくような考えで今後進めていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

向後議長。

○議長（向後悦世） トンネルの設計の工事費、結構何か19億近い工事費は、何か結構高いんじゃないかというような市民から聞こえてくるんです、私のところに。それでもって、この工法をもう少し工夫できなかったのかなみたいな気がしないでもないんですよ。車道の幅員が11メートルですか。

○建設課長（加瀬博久） そうですね。全幅で14.5メートルあります。

○議長（向後悦世） そしたら、何かそこに首都高みたく、メインルート、下道ルートみたいな、ずっとカメみたいな、ここが仮に道路という見立てたら。そうしたらそこに柱が立っているのと同じで、中央道や何か工事費もかなり何か予算が少なくて済むのかなというのは、素人考えですが、そんなふうに思えたりしますので、何かそういう部分について検討したのかしないのか。お尋ねしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 向後議長の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） アドバイスありがとうございます。

まさしく、皆さん思うかもしれませんが高いというイメージがあろうかと思います。

トンネル工事だけでも 16 億何ぼという数字が入っております。実は今 J R がこのような工事を行う場合は、先ほどご説明したエレメントという、そういう鋼管を入れながら、コンクリートを打っていくというような、それで四角いボックスを造るんですけど、ほとんどこの工法だそうです。これが一番よい工法だということで、J R さんからお聞きをしてございます。それで、他市というか、ちょっと茨城になってしまうんですが、茨城でも同じような工法を使って施工した箇所がやはり 18 億何千万という金額がかかっております。

ですから、うちのほうもこの工法が最適だということで判断をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

平山委員。

○委員（平山清海） 全体で 34 億 4,200 万円、これさっきちょっと聞き漏らしてしまったんですけれども、合併特例債で 13 億 6,800 万円、そのほかちょっともう 1 回聞きたいんですけれども。最後に、実際、市では最後は幾らの出費なんでしょうか。聞きたいんですけれども、お願いします。

○委員長（宮内 保） 平山委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは改めまして、もう一度、総事業費から市の負担の関係までご説明をしたいと思います。

まず、総事業費が 34 億 4,200 万円でございます。このうち国からの交付金が 13 億 6,800 万円。合併特例債として、19 億 300 万円。一般財源が 1 億 7,100 万円を見込んでおります。

そこで、合併特例債の償還金というものがございます。それを含めた市の負担額の合計が、7 億 4,300 万円となる見込みです。市の負担が 7 億 4,300 万円。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。いろいろ問題あるんでしょうけれど、特に蛇園地区の要望ということで始まったのかなと思うんですが、当初予算でこの事業に関して 2 億 4,800 万出されてますよね。そのうちの委託料として 7,000 万ですか。それがこの 2019 年

の7,000万だと思うんですけども、ほかにちょっとこれ、この議案から直接外れるのかもしれない。でも関係なんでちょっと聞きたいんですが、工事請負費で1億4,850万と出ていましたけれども、この路線でもう既に今年度工事やっているんですよね。1億5,000万やるわけですよ、予定は。

全くこの跨道橋に関係ないけれども、どのへんなんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） すみません。私ちょっと当初予算書を持ってこなかったもので、申し訳ございません。すみません。

実は今年の工事の分ですが、作業ヤードを造ったりとかという工事が入っております。その作業ヤードを造るために、今買収してあります蛇園の大坂の下から、トンネル側に向かって新しい道路、こちらの本工事ではないんですが、ヤード的に車両が進入できるような工事を進めさせていただきたいと思っております。

あと、それと今度飯岡バイパス南側の工区がございます。

そちらが飯岡西部の関係の残地って言うんですか、用地も整いましたので、そちらも手がけていく予定でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 当初予算書、この契約を締結することによって、当初予算を執行できるという話になるんだろうと思うんですけど、変更は今のところなさそうだということでもいいんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 変更というのは、事業費の変更ということでよろしいですか。

今のところ考えておりません。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 9 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、工事委託協定の締結について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から報告をさせていただきます。

まず、株式会社千葉県食肉公社の第 24 期事業報告書及び第 25 期事業計画書につきまして、報告をさせていただきます。

資料の右上に農水産課と書かれたものが配付されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

初めに、報告の経緯につきまして簡単にご説明を申し上げます。

株式会社千葉県食肉公社は、市が出資をしている法人で、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を市が行っているため、地方自治法の規定に基づきまして、平成 27 年度までは、毎年 9 月の定例会におきまして経営状況報告しておりましたが、借入金の返済が進み、市が損失補償する額が公社の資本金 7 億 2,000 万円の 2 分の 1 未満となりまして、平成 28 年度より議会への報告義務がなくなりましたが、本委員会におきまして、経営状況の報告を申し上げておりますので、今回も報告をさせていただきたいということで、委員長のほうに申し出をしたところでございます。

それでは、お手元の資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

I の事業報告になりますが、平成 30 年度の屠畜頭数は、大動物の牛が 1 万 4,968 頭で、前年より 693 頭増加いたしまして、前年比 104.9%になっております。

小動物の豚は 43 万 6,510 頭で、前年より 5,483 頭増加いたしまして、前年比 101.3%になっております。豚の増加要因といたしましては、平成 29 年 11 月より一日当たりの屠畜数をふやしたことによるものでございます。

次の枝肉販売実績は、牛と豚それぞれの記載のとおりの実績となっております。

次に、II の貸借対照表は説明を省略させていただきまして、収支につきまして III の損益計算書によりご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。

収入となります売上金の合計は、右側の上段の額、109 億 2,380 万円で、これから売上原価を差し引きますと、中段にありますように、売上総利益金額は 3 億 1,829 万円となります。

これから、販売費と一般管理費を差し引いた営業利益は 6,414 万 4,000 円で、一番下にあります税引き後の当期純利益は 2,982 万 5,000 円となっております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

IVの第25期事業計画になります。

(1)の屠畜頭数計画ですが、牛が1万4,000頭、豚は43万5,000頭を今年度計画いたしております。

次に、(2)の販売頭数計画は記載のとおりとなっております。

4ページをお願いいたします。

収支計画になります。

本年度も業務の効率化による事業管理費の削減等に取り組むことといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を1,732万4,000円と見込んでおります。

以上で、株式会社千葉県食肉公社の第24期事業報告書及び第25期事業計画書についての報告を終わります。

続きまして、委員長、もう一つ続けて、次の報告入らせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(宮内 保) どうぞ。

○農水産課長(宮内敏之) それでは、続きまして、本年9月9日の台風15号の被害状況について報告をさせていただきます。

ただいま資料のほうは集計中でございますので、口頭のみで報告ということでお願いいたします。

9月19日現在の農業被害金額の総額は18億8,000万円を見込んでおります。

内訳といたしましては、農畜産物は3億4,596万6,000円で、主な作物被害はキュウリが18ヘクタール、レンコンが15ヘクタール、パセリが14ヘクタール、ブロッコリーが14ヘクタール、キャベツが11ヘクタールになっています。ほかに、12種類の作物がございまして、被害面積の合計が111.4ヘクタールとなっており、被害金額が3億2,194万5,000円で推計をしております。

あと、停電によります被害といたしまして、マッシュルームの作物被害が2,000平方メートル、畜産では母豚114頭の死亡と、乳牛の生乳廃棄処分による被害金額が2,402万円となっております。

次に、農業関連施設の被害額になりますが、こちらが15億3,475万2,000円でございます。内訳といたしましては、農産物施設のビニールハウスのパイプハウスが201件で、18ヘクタール。鉄骨型ハウスが161件で、22ヘクタール。マッシュルーム菌舎5件で、500平方メートル。合計367件で、被害金額は13億6,434万円となっております。

畜産施設では、鶏舎が3件、3,300平方メートル、豚舎が11件で1万2,300平方メートル

ル、牛舎が9件で4,300平方メートル、合計23件で被害金額が1億7,041万円となっております。

現在も県と合同で被害調査を実施しておりまして、被害金額が今後も増加が見込まれているところでございます。

今後の被災農業者の支援につきましては、昨年10月の台風24号の被災に関する国の支援は被災から一月程度で報道発表もされておりますので、それに合わせまして、市の緊急支援事業といたしまして、予算対応のほう議会のほうにもお願いいたしまして、実施していきたいと考えているところでございます。

以上で、所管の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 建設からも台風15号の被害状況についてご説明をしたいと思えます。

資料もまだ作成中というか、調べておりませんので、口頭でのご説明とさせていただきます。

まず、昨日現在の被害状況ですが、こちらは市道等へ影響のあったものということでご了解を願いたいと思います。

全体で130件でございます。このうち倒木が87件、のり面等の崩落が5件、建物等の崩落で通行不能が8件、その他道路への飛散物としまして30件となっております。

対応状況でございますけど、応急的に建設課で対応を行ったものが86件、大規模な被害であったため、災害協力会へ依頼したものが24件、残り20件につきましては架線、こちら電線等への影響があったため、東京電力等へ依頼をしております。

なお、松ヶ谷地区の1路線について、隣接する大利根用水路の隧道部分が陥没してしまったため、危険性がありますので、今通行どめとなっております。通行どめは1か所でございます。

このほか、カーブミラーあるいは標識等の破損、倒壊が43件ございました。

被害額につきましては、おおよそでございます。2,400万円ぐらいを見込んでございます。以上でございます。

○委員長（宮内 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道課より、台風15号による水道施設への被害及び対応状況につきまして2点ほどご報告させていただきます。

まず、水道施設への被害は特にございませんでした。海上配水場及び干潟配水場が9日月曜日から12日木曜日にかけて停電になりましたが、停電期間中は非常用発電機装置にて電力供給を行い、安定給水を継続し断水は発生しておりません。

現在は停電も復旧し、各配水場とも正常運転をしております。

次に、応急給水活動についてでございますが、井戸水いわゆる地下水及び受水槽利用者等が、停電によりポンプが使えなくなってしまうと、そのため断水になってしまいました。

水道庁舎に応急給水所を9日月曜日から13日金曜日まで設置しまして、給水支援を行いました。給水支援につきましては、現在は閉鎖しております。

以上、ご報告させていただきます。

○委員長（宮内 保） ほかにありますか。いいですか。

担当課の報告は終わりました。

ここで私より委員各位に連絡があります。

ただいま報告がありました千葉県食肉公社第24期事業報告及び25期事業計画については、議会への報告義務はございません。

しかしながら、担当課長から所管の委員会ですので説明させていただきたいという申し出がありましたので報告させていただきました。そのため質問はなしということでお願いいたします。

それでは、台風15号の被害状況の報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

平山委員。

○委員（平山清海） 先ほど、あすから災害ごみの収集、仁玉スポーツ公園、あそこへ集めると言っていましたけど、いつごろまでそれは実施されるのでしょうか。それも、あした言うのかな。

（発言する人あり）

○委員（平山清海） 随分短いと思うんですけど。それまで工事が終了しなければならないということだよ。

○委員長（宮内 保） 平山委員の質疑に対し答弁を求めます。

○副市長（加瀬正彦） 暫定的に、あくまでも取りあえず被害を受けたものの一時仮置き場ということで、10月20日まで設定しております。

ただ、これで一般の方々の利用が終わらないということであれば、その先まで延長することも想定しながら、今回対応しているということでもあります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 平山委員。

○委員（平山清海） じゃ、そのように少しでも長くお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 答弁いいですか。

ほかにありませんか。

向後議長。

○議長（向後悦世） 台風 15 号の被害もいろいろ対応で忙しい中ご苦労さまです。自分もきのう午前中午後にかけて、市内ちょっと被害状況回ってきました。マドヤのほうの沢も見てきました。また自分で東庄まで行こうかなというふうなこともあったんだけど、時間的に行けなくなりました。結構見る所があったんで。そのときに、午前中飯岡バイパスから、旧道のほうに行くほう、戸建てあります。そこのちょっと上を 5 名だったかな名札がついて、市の職員が立っているなみたいな。展望館あるところの、今銚子連絡道路にやがてはするという工事をやっているんですけども、その周辺を市の職員、市の車だった、1 人で歩いて、何か見てるのか。三川の売店やっていたところ辺かな、その辺を何か市の職員を含めた同じような名札ついたような方が 6 名で歩いていました。これは何の調査をしていたのか、自分は最初飯岡の旧道の方向に歩いてやっていたときには、オリンピックの関係でガードレールというか、歩道と車道との歩道からすぐに落ちないように、パイプに柵がある。あれを布設替えしたので、その確認かな、何をしているのかな、ちょっとよく分からなかったんで、そこらへん分かりましたら、各課長、誰でもいいんですから、教えていただければ。

○委員長（宮内 保） 向後議長の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） きのう議長が職員等を見かけたということでございます。

実は県のほうの主催で、歩くパトロールという道路点検したりとか、危険物がないかとかというパトロールを毎年行っております。バイパスでいきますと、飯岡中学校を境にして東か西かという 2 組ございます。そのパトロールかと思いますので、恐らく 1 人 2 人で歩いていたら、やはり災害の関係で通報があった場合、カーブミラーあるいは標識等を見に行ってますので、そこらへんの職員もいたかなということです。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） この台風で結構倒木があるんですが、その中でも電線にちょっと倒れかかっているのがまだ結構あるようなんですよ。それで個人で早い段階では東電に電話したんだけどつながらなかったと。そういうことを市のほうで代わりにやってもらえないかなということをちょっと受けていたんで、この機会にちょっと聞いてみたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） いろいろ皆様方にもご迷惑をおかけしていると思います。

東電等の電線に倒木があって、引っかかったままというのが結構件数がございまして、先ほども 20 数件ということで発表させていただいたんですが、まだまだあろうかと思います。

もしあれでしたら、こちらから東電でも N T T でもご連絡をしますので、見かけましたら、ご連絡いただければ幸いです。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和元年 9 月 2 4 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 1 号 滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 1 2 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 4 号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 5 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 伊 藤 房 代

委員 木 内 欽 市

委員 景 山 岩三郎

委員 向 後 悦 世

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副議長 宮 澤 芳 雄

説明のため出席した者（22名）

教 育 長 諸 持 耕太郎

環 境 課 長 木 内 正 樹

保険年金課長 在 田 浩 治

健康管理課長 遠 藤 茂 樹

社会福祉課長	仲 條 義 治
高 齢 者 福 祉 課	浪 川 恭 房
学校教育課長	加 瀬 政 吉
体育振興課長	花 澤 義 広

子 育 て 支 援 長	石 橋 方 一
庶 務 課 長	栗 田 茂
生涯学習課長	八 木 幹 夫
そ の 他 担 当 員	1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範
副 主 幹	黒 柳 雅 弘

事務局次長	池 田 勝 紀
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

2週間前に襲来しました台風15号におきまして、本当に後から回ってみますと甚大な被害に遭ってしまって、改めて被害に遭った皆様に心よりお見舞い申し上げたいというふうに思っています。いち早い復旧を心がけていきます。よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開催する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、宮澤副議長にご出席いただいております。

ご挨拶をお願いいたします。

副議長。

○副議長（宮澤芳雄） 委員の皆さん大変ご苦労さまです。

本日は、一般会計補正予算を含む5議案について、審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。それでは執行部を代表いたしまして、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、1件ご報告をさせていただきます。

防災無線等でもご案内しておりますが、台風15号による災害ごみの受け入れを仁玉スポーツ広場において、9月20日金曜日から開始いたしました。受け入れ期間は、10月20日日曜日

までの1か月間、受け入れ時間は午前9時から午後4時までとしております。

なお、受け入れる災害ごみの種類や注意事項などをまとめたチラシを9月21日土曜日に新聞折り込みし、市民の方々への周知を図っております。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で5議案でございます。

まず、予算関係で1議案、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、また条例関係で、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての5議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

中段になります。歳入です。

13款3項2目1節、説明欄1、国民年金事務費交付金につきまして46万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

この交付金は、平成31年4月から始まっております国民年金保険料の産前産後期間の免除制度における届出書及び処理結果一覧を電子媒体化するためのシステム改修費であり、補助率は100%であります。

なお、充当する歳出につきましては他課が所管する科目で、10ページをお願いいたします。上段になります。

2款1項8目、説明欄1、電算システム運用事業における13節電算業務委託料であります。

以上で、議案第9号、保険年金課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の10ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。中段になります。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄1の障害者福祉事務費についてご説明いたします。予算額61万6,000円は、13の委託料で電算業務委託料となりますが、幼児期の教育・保育の重要性と子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、児童福祉法施行令の一部が改正され、10月1日から3歳から5歳までの就学前の障害児を支援する児童発達支援等のサービスの利用者負担が無償化されます。

このため、改正後の制度に対応する必要があることから、対象者の支給決定管理等を行っている電算システムの改修を行うための費用でございます。

続いて歳入ですが、ページを戻っていただき7ページをお願いします。下段になります。

13款2項2目1節、社会福祉費国庫補助金、説明欄2の障害者自立支援給付支払い等システム事業費補助金61万6,000円ですが、児童発達支援等サービスの利用者負担無償化に伴う電算システム改修費の補助金で、補助率は10分の10全額国の補助金を見込んでいます。

次に、補正予算書の11ページをお開きください。

歳出です。上段になります。

3款3項5目障害児福祉費、説明欄1の障害児通所支援事業についてご説明いたします。
予算額110万7,000円は20の補助費で、障害児通所等給付費となります。

10月1日から、3歳から5歳までの障害児を支援する児童発達支援等サービスの利用者負担が無償化されることに伴う障害児通所等給付費の増加分として、今回補正をお願いするものであります。

続いて歳入ですが、申し訳ありません。再度7ページをお願いします。中段のやや下になります。

13款1項1目3節児童福祉費国庫負担金、説明欄1の障害児通所給付費等負担金の55万3,000円は、児童発達支援等サービスの利用者負担の償還に伴う国の負担分です。負担率は2分の1を見込んでいます。

同じく歳入ですが、8ページをお願いいたします。下段になります。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄1の障害児通所給付費等負担金27万6,000円は、児童発達支援等サービスの利用者負担無償化に伴う県の負担分です。負担率は4分の1を見込んでいます。

次に、申し訳ありませんが、補正予算書の11ページをお開きください。

歳出です。中段になります。

3款4項1目生活保護総務費、説明欄1の生活保護総務事務費についてご説明いたします。
予算額123万2,000円は、13の委託料で電算業務委託料となりますが、生活保護電算システムの改修に伴う費用です。

生活保護システム改修を必要とする理由ですが、大学等への進学準備給付金の情報がマイナンバー情報の連携対象とされたことや、被保護者の調査項目等が新たに追加されたことなどにより、本年度中に改修が必要になったことから、補正をお願いするものでございます。

続いて歳入ですが、申し訳ありませんが、7ページに再度お戻りください。下段になります。

13款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金71万5,000円ですが、電算システム改修の国の補助金で、大学等への進学準備給付金のマイナンバー情報連携の改修費については補助率3分の2、被保護者の調査等項目の追加のための改修は補助率2分の1となっています。

以上で、議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお願いいたします。下段になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1、子育てのための施設等利用給付事業、19節子育てのための施設等利用費の1,801万ですが、10月からの幼児教育・保育無料化に伴い、認定こども園の預かり保育を利用した教育認定子ども、3歳から5歳の子どもになります。及び認定こども園や認可保育所の一時預かり事業を利用した子ども並びに認可外保育施設を利用している子どもを、条件つきで利用料が無償化の対象となります。

それらの事業や施設を利用した子どもの保護者に対して、償還払いにより給付費を支払うものでございます。

予算内訳でございますが、認定こども園市内3施設の預かり保育事業利用費として、無償化の上限月額1万1,300円を122名掛ける6か月分、827万1,600円を見込んでおります。

また、保育所等を利用していない子どもが利用する一時預かり事業利用費として、無償化の上限金額3万7,000円掛ける32名分の6か月、710万4,000円を見込んでおります。

また、旭中央病院院内保育等の認可外保育施設を利用している子どもへ認可外保育施設等利用費として、月預かり及び一時預かり利用者27名分で、263万4,000円を見込んでおります。

合わせて、合計1,801万円となります。

続きまして、補正予算書の7ページをお願いします。

歳入になります。

8款2項1目1節子ども子育て支援臨時交付金720万7,000円でございますが、うち450万3,000円が子育てのための支援施設等利用給付事業分で、今年度のみの交付金となります。次年度からは市負担となります。

続きまして、8ページをお願いします。

13款2項2目2節、児童福祉費国庫補助金、説明欄2、子育てのための施設等利用給付交付金1,729万円でございますが、うち900万4,000円が子育てのための施設等利用給付事業分で、今回新たにつくられた交付金で、事業費の2分の1が国の負担となるものでございます。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄2、子育てのための施設等利用給付負担金864万6,000円でございますが、うち450万3,000円が子育てのための施設等利用給付事業分で、同じく今回新たな交付金で、今年度は県が国へ申請し県から市へ交付するものであり、事業

費の4分の1を負担するものであります。

なお、今年度分につきましては、全額国費及び県費負担となっております。

以上で、議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10月から実施される幼児教育無償化に伴いまして、現在の幼稚園就園奨励事業にかわり、子ども・子育て支援法の一部改正による子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業が実施されることから、3款民生費への幼稚園施設等利用給付事業の新設と、10款教育費の幼稚園就園奨励事業の減額をするものであります。

それでは、補正予算書の10ページをお開きください。

まず、新設する幼稚園施設等利用給付事業からご説明いたします。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄2の幼稚園施設等利用給付事業1,753万円です。

事業の内訳は11ページになります。

上段の幼稚園施設等利用費1,657万3,000円は、月額2万5,700円を上限とする入園料及び保育料への給付と月額1万1,300円を上限とする預かり保育料に対する給付でありまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担する補助事業であります。

入園保育料への給付は、全児童が対象で100人を見込んでおり、預かり保育への給付は、共働き世帯などが対象で17人を見込んでおります。

次に、中段の幼稚園副食費補助金81万円は、月額4,500円を上限に副食費について給付するもので、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1を負担する補助事業であります。

対象は、年収360万円未満の世帯と第3子以降の子どもに限られており、30人を見込んでおります。

下段の幼稚園第3子以降保険料等補助金14万7,000円は、第3子以降の子ども全員の主食費と長子の年齢制限により、国の制度の対象とならない第3子以降の子どもの副食費分について給付するものであります。こちらは市の単独事業で、13人を見込んでおります。

予算書のページに戻っていただきまして、7ページをお開きください。歳入になります。

中段の8款2項1目、説明欄1、子ども・子育て支援臨時交付金720万7,000円につきまし

ては、このうち270万4,000円分が庶務課所管の私立幼稚園分で、今回の幼児教育無償化事業の実施に伴い、市が負担する事業の一部につきまして、本年度に限り国から交付されるものであります。

続きまして、8ページをお開きください。

上段の13款2項2目、説明欄1、子ども・子育て支援交付金27万円につきましては、歳出で説明いたしました幼稚園副食費補助金に対する3分の1の交付金であります。

説明欄2、子育てのための施設等利用給付交付金1,729万円につきましては、このうち828万6,000円が庶務課所管の私立幼稚園分で、歳出で説明いたしました幼稚園施設等利用費に対する2分の1の交付金であります。

続きまして、同じく8ページになります。

下段の14款1項1目、説明欄2、子育てのための施設等利用給付費負担金864万6,000円につきましては、このうち414万3,000円が庶務課所管の私立幼稚園分で、歳出で説明しました幼稚園施設等利用費に対する4分の1の負担金となります。

続きまして、9ページをお願いします。

14款2項2目、説明欄1、子ども・子育て支援交付金27万円につきましては、こちらも歳出で説明いたしました幼稚園副食費補助金に対する3分の1の補助金となります。

次に、減額する幼稚園就園奨励事業についてご説明いたします。

予算書12ページをお開きください。

歳出になります。

10款1項2目、説明欄1、幼稚園就園奨励事業マイナス517万3,000円につきましては、10月以降については、幼児教育無償化事業に置きかわることから、減額補正を行うものであります。

続きまして、予算書8ページにお戻りください。

歳入になります。

13款2項5目5教育費国庫補助金、説明欄1、教育費就園奨励費補助金マイナス100万4,000円につきましては、歳出の減額に併せまして、国からの補助金を減額するものであります。

以上で、議案第9号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 予算書の10ページ、委託料のところで電算システム運用事業、また、3款民生費の委託料で、これも電算システムの委託料でございますが、この委託する内容を細かく教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 10ページの電算システム運用事業、電算業務委託料163万1,000円のうちの46万2,000円の保険年金課の分よろしいでしょうか。

産前産後の国民年金保険料の免除制度に伴いまして、今まで紙ベースで届出書等をお送りしていたんですけれども、それを今度電算システムとして、CD-ROMで、年金事務所からの回答も今まで紙で来ていたんですけれども、それもCD-ROMで、電子媒体でやりとりするようになります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） よろしいですか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 補正予算書の10ページ、民生費の1の障害者福祉事務費の電算業務委託料61万6,000円の具体的な内容でございますけれども、改修項目でございますけれども、対象者の支給決定管理システムや給付費の管理システムなどを改修し、無償化となる対象児を確認する項目を追加します。

具体的には、児童発達支援等の特定サービスにおいて、負担上限額を変更、無償化になりますので。あと支給決定の年齢等の要件による入力チェックや項目の追加、支給決定通知書、受給者への特記事項などを追加する予定でございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

資料のほうですが、お配りしてございます画面になっている資料、こちらのほうをご覧い

ただきたいと思います。図面の下に海上キャンプ場及び滝のさと自然公園平面図となっているものでございます。

図面の中央部に当たりますのが、滝のさと自然公園でございます。面積は3万3,000平方メートルで、設置されております施設は東屋、ベンチ、テーブルセット、パーゴラ、ザイルクライミング等の遊具などが設置されております。

そのやや左上に隣接しておりますのが海上キャンプ場で、こちらのほうの面積は1万5,790平方メートルで、各施設については資料のとおりでございます。

今回、滝のさと自然公園を旭市立公園条例から分け、新たに条例を制定することで、指定管理者制度を取り入れ、この隣接する2つの施設を管理の面からも効率化を図ろうとするものでございます。

補足説明は以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第11号の質疑は終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第12号につきましては、本会議で補正説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第14号につきましては、本会議で説明いたしましたとおりですので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 議案第14号の補足説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第15号につきましても、本会議で説明いたしましたとおりでございますので、本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、付託議案につきましては質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課より、2点ご報告させていただきます。

初めに、旭市敬老大会についてご報告いたします。

16日の敬老の日、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3会場において開催いたしました。台風15号や当日の雨の影響もありましたが、総勢1,050人の高齢者の方々の参加をいただきました。

内容につきましては、旭市文化協会の演芸を主として、市内保育所、幼稚園児等によるご

遊戯や太鼓の演奏のほか、旭市観光大使であります落語家、桂竹千代さんによる寄席、丸一小助、小時さんによる太神楽曲芸を行いました。

また、参加者には昨年同様パンとお茶をお配りし、閉会まで楽しく過ごしていただいたと考えています。

次に、10月の消費税率の引き上げに伴い実施するプレミアム付商品券事業の進捗状況について、ご報告いたします。

10月1日からの商品券販売に向け、対象となる所得の低い方へは、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等をこれまでに世帯数で7,373世帯、対象者数で1万1,089名分を発送いたしました。現在、申請のあった方々の受け付け審査を行っております。

審査を終了した方々への商品券購入引換券の発送状況でございますが、9月20日現在で申し上げますと、世帯数で938世帯、対象者数で1,467名分を発送したところでございます。

子育て世帯の方へは、平成28年4月2日から本年9月30日まで生まれた子が対象児童となりますが、本年6月1日、7月31日を基準日とした子育て世帯の方へ、直接プレミアム付商品券購入引換券を同じく9月20日現在で、世帯数で1,256世帯、対象児童数で1,413名分を発送したところでございます。

8月1日以降に生まれたお子様につきましては、9月30日が基準日となりますので、10月中旬に商品券購入引換券を発送する予定としています。

プレミアム付商品券の販売場所については、旭市商工会館のほかに旭専門店会、市内12か所の郵便局での販売を予定しており、購入者の利便を図っているところです。商品券の市内各取扱店舗は、現在のところ約500店舗でございます。

社会福祉課からの報告は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、小・中学校の空調機設置工事及び屋内運動場防災機能強化工事について申し上げます。

小・中学校の空調機設置工事については、電気設備及び機械設備を分離発注し、16件全ての契約を締結いたしました。今後は、学校側と工程などの調整を図りながら、年度内の完成を目指してまいります。

次に、干潟小学校、滝郷小学校、矢指小学校及び共和小学校の屋内運動場防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、年内の完成を目指して順調に進捗しているところでございます。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何か聞きたいことがありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総 務 常 任 委 員 会

令和元年9月25日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 13 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 財産の取得について
- 議案第 20 号 財産の取得について

出席委員（7名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	宮 澤 芳 雄	委員	遠 藤 保 明
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 悦 世

説明のため出席した者（22名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革推進課長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
会 計 管 理 者	多 田 英 子	消 防 長	川 口 和 昭
監 査 委 員 長	伊 藤 義 一	そ の 他 担 当 員	1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

秋も深まる中、15号による災害があり、復旧が続く中、この委員会を開催させていただきます。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む7議案について審査していただくことになっております。どうぞよろしく慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、1件ご報告をさせていただきます。

防災無線等でもご案内しているところでございますが、台風15号によります災害ごみの受け入れ、これを仁玉スポーツ広場におきまして9月20日金曜日から開始しております。

受け入れ期間は10月20日日曜日までの1か月間、受け入れ時間は午前9時から午後4時まででございます。

受け入れる災害ごみの種類、それから注意事項等をまとめたチラシを9月21日土曜日に新聞折り込みにいたしまして、市民の方々へ周知を図ったところでございます。これは始まったということですのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審議をお願いしております議案、全部で7議案でございます。予算関係が1議案で、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が4議案で、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、財産の取得ということで2議案でございます。議案第19号、水槽付き消防ポンプ車1台の購入、議案第20号、高規格救急自動車1台の購入でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔・明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月10日の本議会におきまして、本委員会に付託された議案は、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第20号、財産の取得についての7議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） この補正に関しましてお伺いしますが、補正の増額、補正予算書の10ページ、説明欄1、電算システム運用事業、13委託料の増額についてですが、この電算業務委託料ですが、実際にはどのような業務を委託するのか。また、ここで増額補正をするという理由についてお伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、システム改修の内容ですけれども、2つございます。国民年金システムの改修、それから国民健康保険システムの改修でございます。

国民年金システムに関しましては、産前産後の保険料免除に係ります法改正に伴う届出書等処理結果一覧表の電子媒体化対応のための改修でございます。国民健康保険システムに関しましては、制度改正に伴う改修のためでございます。

なぜここで補正かというお話ですけれども、国民年金システムのほうの産前産後免除に係る法改正で、この4月から電子媒体化してできるということになっております。

4月からできたんですけれども、ここへ来て改修の目途がついたので、補正予算をいただいて改修を行うということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、7ページ、歳入の市税ですか、環境性能割1,000円組んでありますが、普通自動車ですか。普通自動車は年式の古いものについては排ガスとかなんとかということで税金が高くなっておりますが、そういう中で、今まで軽自動車については、そういう性能割はなかったのか。新しくそういう制度ができたからこの補正を組んだのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの高橋委員の質問に対して、ご説明いたします。

今まで軽自動車税にはこういったものがなかったかということだと思いますけれども、一応、これについては自動車取得税ということで県が全部取りまとめて、軽自動車であろうと普通自動車であろうと、自動車を取得したものに対して取得税がかかって、それが県から市のほうに来ておりました。それが今回、消費税導入に伴いまして自動車取得税が廃止になりました。それに伴って、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割という、そういうものが創設されます。

それで、軽自動車税環境割については県が徴収いたしまして、それが市のほうに歳入として入ってきますので、それで科目設定ということで科目だけ今回設定したものでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第13号につきましては、本会議にて補足説明を申し上げましたとおりでございます。ここでの補足説明はございません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第17号につきましては、本会議にて補足説明を申し上げましたとおりでございます。こちらでの補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第18号につきましては、本会議にて補足説明を申し上げましたとおりでございます。こちらでの補足説明等はございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第19号、財産の取得について（水槽付き消防ポンプ車1台）の補足説明を消防本部より申し上げます。

今回、仮契約を締結いたしました水槽付き消防ポンプ車1台につきましては、車両は日野自動車の予定でございます。消防自動車専用の3トン車、こちらを使用しまして、水槽容量は900リットルでございます。

配備先につきましては、旭地域椎名内浜、西足洗浜区を管轄します消防団第1中隊第2分団第2部でございます。

現有する車両は平成11年に配備し20年が経過しております。老朽化により性能低下しました車両を更新することをお願いするものでございます。

納入期限は、令和2年3月19日でございます。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は……。

消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません。

ただいまの説明の中で、配備先ですけれども、消防団第1中隊第2分団第1部でございます。2部と申してしまいました。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、このタンク容量は900リットルということですが、時間的にどのぐらいの時間放出できるのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 高橋委員のご質問にお答えいたします。

現在、900リットルということで、放水時間ではありますが、放水、ホースを1本、これは20メートルのホースですけれども、それを活用しまして、口径が65ミリのホース1本で約3分で、その圧力は0.4メガパスカルということでございます。

これは通常の消防隊員1人が、筒先、ホースの先で消火を展開する、活動する負荷がかかる状態を賄える0.4というのは圧力でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 3分ということですが、だいたい、1か所の火災ですか、どのぐらいの放水量と、それから時間がかかっているのか、平均は分かかりますかね。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 高橋委員のご質疑でございますが、消防本部内では1件の火災に費やした放水量、それから平均的な消火時間、こちらの統計は現在っておりません。申し訳ございませんが、回答ができない状況です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、議案第20号、財産の取得について（高規格救急自動車1台）の補足説明を消防本部より申し上げます。

今回、仮契約を締結いたしました高規格救急自動車1台につきましては、車両は日産自動車の四輪駆動車両でございます。

主な装備につきましては、最新の医療機器、これは半自動式除細動器、これはAEDといわれる機器、これをイメージしていただけると分かります。除細動器や救命士の使用する気道確保器具、こちらを導入した仕様となっております。

配備先につきましては、消防本部飯岡分署でございます。

現有する車両は平成18年に配備し、13年が経過しております。老朽化により機能低下しました車両の更新をお願いするものでございます。

納入期限は令和2年3月31日でございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 先ほどの水槽付き消防ポンプのことも関連なんですけれども、素朴な質問なんですけれども、今まで使っていた車両というのは下取りというのはあるんですかね。それとも、どういう扱いになるのか教えていただければ。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 片桐委員のご質問にご回答いたします。

通常、消防本部で使用した車両につきましては、消防車両であったり、今回の救急車もそうでございますが、入札等により業者に売り払いをしているということです。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 下取りをしてもらうという考えですかね。金額の中から差し引いてということですか。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） すみません、下取りではなくて、車両単体を各業者に売り払うということでございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） ただいまの説明で、この救急車ですか、四輪駆動だというような説明がありましたけれども、これまでの救急車もそういう形でみんな四輪駆動だったんでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） 島田委員のご質問にご回答いたします。

現在所有しております車両5台、現有して活用しております車両が4台、そして予備車になっている車両が1台ございます。そのうちの四輪駆動は2台でございます。その2台につきましては、後ろの後輪部分も若干かじがきくということで4WSという装備をしております。現有する5台の中で4WDは2台でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 災害現場とか、そういったところには恐らく4駆の救急車のほうが有効かなと思いますけれども、実際にこれまで救急車が出ていった中で、そういった効果が出たなどといったような現場があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にご回答いたします。

私どもが一番危惧しているのは、坂道で凍結した場面、そのようなところを消防車両も救急車両も危惧しているところでございますが、実際に現場で難儀した事例というのは、ぬかるみにはまってしまいまして、そして後部から隊員で押した事案がございました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほど、救急車5台とかという話ですが、普通の救急車を含めて現在何台あるのか。その中で、この高規格救急車ですか、自動車、これが今度新規に含めるものを入れて何台になるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にご回答いたします。

現有する救急車両は5台でございます。そのうちの1台は予備として活用させていただいております。車検時だったり故障、そのようなときに対応いたします。

そして、今回導入する車両は飯岡分署、こちらに配備予定です。現有する飯岡で活用しています救急車両の更新ということですので、今後も5台になることには変わりはありません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、普通の救急車が4台。それで、今度はこの高規格車が1台、合計で5台ということですね。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございませんでした。ご質問に回答が足りませんでした。

全てにおいて高規格救急自動車でございます。現有する5台も高規格救急自動車。そして、今回導入する予定の車両も高規格救急自動車でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私は、今度飯岡でこの高規格車が入ると、あとは普通の救急車だと思ったんですよ。じゃ全部高規格ということによろしいですか。全て高規格車ですか。分かりました。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） ご質問にお答えいたします。

全てにおいて救急車両は高規格救急自動車でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 行政改革推進課から、第3次旭市行政改革アクションプランの平成30年度の進捗状況についてご報告させていただきます。

お配りしてあります資料、第3次旭市行政改革アクションプラン平成30年度の進捗状況をご用意ください。

平成27年3月に策定しました本計画につきまして、推進期間の4年目となる平成30年度の

進捗状況の取りまとめをいたしました。この内容は、外部委員で組織する行政改革推進委員会に諮り、その後、市長を本部長とする内部組織でありますけれども、行政改革推進本部で決定されたものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

こちらは、平成30年度における進捗状況を表にしたものになります。アクションプランで定めた取り組み項目は63項目ですが、複数の課にまたがる取り組みもあるため、評価項目数としては、表の下から2行目の合計欄にあるように76項目となります。

評価としましては、完了7、順調41、概ね順調27、停滞1という結果となりました。

構成比の欄の完了9.2%、順調54%、概ね順調35.5%を合わせますと、概ね順調以上が98.7%となり、一部遅れがあるものの、全体としては滞りなく進んでいるものと考えております。

○委員長（伊藤 保） 課長、時間がかかるようでしたら座って。

○行政改革推進課長（井上保巳） じゃ失礼して、着座で説明させていただきます。

3ページには、判定の基準として、完了、順調など5つの進捗状況に対する考え方などを記載しております。

次に4ページをお願いいたします。4ページから5ページ、6ページ、7ページまでは取り組み項目ごとの進捗状況一覧となり、平成27年度から30年度までの判定の推移となります。30年度に判定を上げたもの、下げたものについては、備考欄に矢印で示してあります。それぞれの取り組み内容につきましては、8ページからの各取り組み項目の概要において取り組み内容等を記載しております。

本日は時間の関係もございますので、主な項目について説明させていただきます。

それでは、8ページをお開きください。

項目番号1番、新庁舎の建設と機能集約になります。

内容は、新庁舎の窓口を分かりやすく、手続き窓口の集約化などで市民の利便性を高めるものです。取り組みでは、市民会議開催や議会等の報告を経て概要をまとめ、新庁舎機能や配置計画など、市民利便性を考慮した設計とすることができたほか、建設工事の入札において、年度内に契約を締結したことで消費税増税の経過措置が適用され事業費の縮減も図られており、取り組みを順調といたしました。

それでは、飛びまして17ページをお開きください。

31番の市税収納率の向上から19ページの32の9番、水道使用料の収納率の向上までの10項

目については、各債権の収納率向上に対する取り組みとなります。財源確保のため収納率の向上と滞納額の縮減を目指し、口座振替納付やコンビニ収納の推進のほか、夜間・休日の納付窓口の開設や、自動音声、電話催告システムによる電話催告、夜間・休日の訪問徴収など、さまざまな徴収対策を行っております。

次に、20ページから21ページまでの表は、各債権における目標数値及び実績でありまして、平成27年度からの目標と実績を記載しております。

アクションプランにおいては、現年分は収納率、過年度滞納繰越分は収入未済額で達成度をはかっております。この表で目標と実績の差である対目標差の数値がプラスとなった場合に目標達成となりますが、収納率向上の取り組み判定としましては、現年分収納率と滞納繰越分収入未済額、どちらもプラスの場合を順調としております。

30年度は、20ページ左上の市税、国民健康保険税、それと21ページの下の方の放課後児童クラブ受託料と水道使用料が順調となります。

続きまして、27ページをお開きください。

27ページの50番、保育所の再編と51番、学校の再編について説明いたします。

これらの取り組みについては、どちらもあり方検討委員会の提言等を踏まえ、子どもたちの安心・安全の確保、よりよい教育環境の実現のため、施設の統廃合や再編に向け取り組みを進めております。

学校の再編につきましては、概ね順調としておりますが、令和元年度には次のステップとして、旭市学校再編計画策定委員会を立ち上げており、具体的な検討を始めております。

続いて、28ページをお願いいたします。

54番、施設の長寿命化と関連しまして、恐れ入ります、31ページをお願いいたします。58番、文化財の集約及び60番、他用途への転用及び多機能化の推進の3つの項目に重複した取り組みとして、干潟支所を公民館・支所・児童クラブ・文化財保管庫等の機能が集約した複合施設への転用と同時に長寿命化改修工事を行うことと決定し、令和元年度に着工となりました。このような複合施設化は効率的な情報発信や施設量の縮減にもつながるもので、それぞれの取り組みは順調としております。

これがモデルケースとなるよう、機能集約等を進める施設を選定し、引き続き施設量の縮減を図ってまいります。

項目ごとの説明は以上になります。

恐れ入ります、33ページをお願いいたします。

こちらは平成30年度の歳入確保及び経費節減の効果額となります。4年目の平成30年度の効果額としては5億1,346万円と算出いたしました。

効果額の主なものとしましては、最初の表1の安定した歳入の確保等では、(1)市税収納率の向上2億1,130万円や、(2)税外債権の収納率の向上174万円等の結果によりまして、平成30年度の計は2億9,560万円と計上しました。その下の表、2、経費の節減・合理化では、(1)人件費の抑制への取り組み等により、計2億1,786万円、合計は5億1,346万円となります。

なお、平成30年度の欄の左側の5年間の目標とあるのは、こちらは3次アクションプラン5年間の目標額でありまして、右側の期間合計欄は平成27年度から平成30年度までの4年間の合計額となります。

以上、項目を絞って説明させていただきました。

また、本プランは、令和元年度が推進期間の最終年度となりますが、令和2年度からは現在策定中の第4次アクションプランにより推進していくことになります。

今後も職員一丸となって行政改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時 41分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保